

第4回座間味村議会定例会

第1日目

12月20日

平成24年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年12月20日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成24年12月20日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成24年12月20日 午後4時57分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	2 番	金 城 勝 英	3 番	金 城 善 昇
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監	垣 花 健	教 育 課 長	野 崎 進
	総 務 課 長	大 城 直 人		
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		

平成24年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成24年12月20日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第53号から議案第65号まで）
7	議 案 第 5 3 号	座間味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
8	議 案 第 5 4 号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
9	議 案 第 5 5 号	座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について
10	議 案 第 5 6 号	座間味村職員の退職手当に関する条例を廃止する条例について
11	議 案 第 5 7 号	南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び南部広域市町村圏事務組合同規約の変更について
12	議 案 第 5 8 号	平成24年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について
13	議 案 第 5 9 号	平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
14	議 案 第 6 0 号	平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
15	議 案 第 6 1 号	平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
16	議 案 第 6 2 号	平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
17	議 案 第 6 3 号	平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について
18	議 案 第 6 4 号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
19	議 案 第 6 5 号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条例に関する条例の一部を改正する条例について
20	発 議 第 1 2 号	座間味村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
21	選 挙 第 1 号	座間味村選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成24年第4回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりです。朗読は省略します。

諸 般 の 報 告

平成24年9月22日～平成24年12月20日

10月 3日	南部地区市町村議会議長会総会（自治会館）
10月10日	県町村議会議長会総会（八重山西表島）
10月25日	県町村議会議員研修会（糸満市サムシングフォー西崎）
11月 1日	離島六村議会運営協議会研修会（渡名喜村）
11月12日	南部市町村議会議長会総会（自治会館）
11月13日	離島振興市町村議会議長全国大会（東京グリーンパレス）
11月14日	町村議会議長全国大会（東京NHKホール）
11月19日	平成24年度7月分（一般会計）、平成24年度8、9月分（船舶）例月出納検査結果報告（村長、議長へ提出）
11月23日	離島フェア2012開会式（沖縄セルラーパーク那覇）
11月26日	平成24年度8月分（一般会計）例月出納検査結果報告（村長、議長へ提出）
12月 7日	全員協議会
12月14日	全員協議会 13：30
12月20日	第4回定例議会開会 10：00

これで諸般の報告を終わります。

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。今年も一年間お世話になりました。まだ早いではありますが、来年もよろしく願いたいと思います。それでは私のほうから、平成24年第4回座間味村議会12月定例会行政報告を行いたいと思います。平成24年第3回座間味村議会以降の主な事項については、お手元にお配りをしたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

行 政 報 告

平成24年12月20日

平成24年	9月22日	阿嘉島納涼まつり
	23日	座間味校運動会
	25日	老人クラブ旅行

10月	1日	座間味村観光協会設立
	//	株式会社かりゆし50周年感謝の夕べ
	2日	OCVB、県文化環境スポーツ部長等面談
	3日	神奈川県立麻生高等学校入村式
	4日	観光協会役員、職員顔合わせ会
	5日	総務課長母告別式
	6日	慶留間校運動会
	7日	クジラの郷沖縄座間味村ホエールウォッチング展開催（しながわ水族館）
	9日	茨城県立竹園高等学校離村式
	//	海御願
	//	神奈川県立大磯高等学校入村式
	11日	知花くらら氏表敬
	//	フィッシングトーナメント表敬
	12日	海水淡水化事業説明会
	20日	国立沖縄青少年交流の家創立40周年記念式典・祝賀会
	21日	QABインタビュー
	24日	環境省櫻又氏訪問
	//	沖縄ライフセービング協会豊見山氏表敬
	25日	航空自衛隊ヘリコプター空輸隊長お礼挨拶
	//	県防災危機管理課長お礼挨拶
	//	交通安全対策等優秀警察署表彰式参列
	26日	沖縄の産業まつり・ありんくりん市
	27日	第34回座間味村民大運動会
	28日	郵便局長会花城局長表敬
	29日	陸上自衛隊旅団長訪問
	//	地域観光関連団体会長会議
	30日	郵便局長等表敬
11月	2日	九州地方治水大会
	3日	日本雨水システム学会 特別講演 講師
	//	ファン感謝月間
	5日	県全域避難訓練
	7日	第3回座間味村議会臨時会
	9日	南部振興会 評議員会
	//	南部市町村会 定期総会
	//	観光大使兼元氏表敬
	10日	ファン感謝月間
	11日	美ら島募金感謝ツアー
	12日	介護広域設立10周年記念行事
	13日	座間味偕生園開所式
	14日	国保連合会理事者研修会

- 11月15日 離島振興協議会定期給会
 // 過疎地域振興協議会定期総会
 // 南部広域関係市長村長協議会
 // 株式会社吉本（沖縄国際映画祭関係者）面談
 16日 県町村会定期総会
 // 特定地域再生制度等説明会（内閣府）
 // 沖縄県地域振興対策協議会総会
 // 後期高齢者医療広域連合事業報告会
 17日 県立小禄高等学校創立50周年記念式典・祝賀会
 18日 全国豊かな海づくり大会
 19日 水産庁漁港漁場整備部 橋本部長表敬
 // 離島海運振興株式会社取締役会
 20日 観光大使RAMスポーツ渡辺氏面談
 // 内閣府事務打ち合わせ
 // 参議院会館・OCVB東京事務所等 あいさつ回り
 21日 全国町村長大会
 // しながわ水族館館長面談
 22日 全国観光地所在町村協議会総会
 23日 離島フェア開会式
 24日 ファン感謝月間
 25日 阿嘉老人会忘年会
 26日 土屋北那覇税務署長表敬（政策調整監対応）
 // 本村功労者米村幸政氏告别式
 27日 神奈川県海上慰霊祭（泊港のみ）
 // 沖縄防衛局表敬（防衛白書）
 // ホエールウォッチフェスタ協賛回り
 28日 ホエールウォッチフェスタ協賛回り
 29日 下水道協会担当者会議関係者表敬（村長歓迎の挨拶）
 12月 1日 NAHAマラソン開会式・関係者レセプション
 2日 NAHAマラソン
 3日 北朝鮮「人工衛星」
 6日 広域市町村圏事務組合行政連絡協議会村長講話
 7日 本島南部 観光拠点・スポーツ施設視察
 11日 環境省沖縄事務所長、櫻又氏表敬
 12日 北朝鮮「人工衛星」と称するミサイル発射に関する対応
 // 総合事務局吉田延雄次長表敬
 16日 衆議院選挙（座間味村選挙管理委員会）
 19日 OCVB末吉さん来訪

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで、行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番 金城勝英議員及び3番 金城善昇議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者・答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

皆さん、おはようございます。寒くなりましたので、皆さん、マスクをされている方が多いですけれども、風邪をひいているのかいないのかわかりませんが、風邪をひいて寝込まないようにしてください。早速、一般質問のほうをいたします。

まず、一般質問としまして通告してありますとおり、消防と防災についてということで聞いていきたいと思えます。2カ月ほど前ですか、阿嘉の真謝で山火事といいますか、原野火災がありましたけれども、そのときのことについてちょっとお聞きしたいと思えます。私が現場に駆けつけましたところ、非常に統率のとれていない消防活動がされておりました。それを見て非常に恐怖感を覚えました。誰が指示をしているのか、指揮をとっているのかが全くわからない。多分これは訓練をしていないせいではないかと思えますが、水の出ない消防のホースを持って火の中に入って行っている。それも風下のほうにいるんです。特に強風の場合は火炎流というのがあります。それに巻かれた場合には確実に死に至る状況といいますか、そういう状況であったんですが、全く統率の取れていない消火活動でありました。担当である課長クラスの指揮系統の内容、1年間の消防による訓練内容と実施状況とかをちょっとお聞きしたいと思えます。お答えください。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

私は消防団長を兼ねておりますので、訓練についてまずお答えいたしますけれども、座間味村消防の単独での訓練というのは現在のところやっておりません。ただ、消防団の中から毎年数名、県の消防学校に派遣をしまして訓練を受けさせております。原野火災の件なんですけれども、当初、役場のほかに通報がありまして、そんなに大きな火災ではないというような情報だったものですから、すぐには、何名かは行きましたけれども、ここから駆けつけるまでにはかなりの延焼になっていたということで、現場が混乱しまして、確かに統制がとれていなかったというのは認識をしております。あの火災の後、内部のほうでも反省しまして、今後のあり方というのを検討しているところです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

消防団長は調整監ということでありますけれども、私ども議会は消防団が阿嘉にはいないということで、何回も何回も要請しまして、やっと阿嘉で消防団員を何名か募っているようではありますが、だれが消防団員

であるかも知れないし、訓練を実施しているのを見たこともありません。消火栓の扱い等、消防自動車の扱い、地元にいる人間がほとんどできていないと思うんです。訓練は定期的に行っていなければ消防団員がいれば、火事があっても何か対策ができるというものではないんです。実行的にやるには訓練が常に必要である。出初式を一年に1回やって、これで訓練が終わりましたでは話になりません。これは人命にかかわることでありまして、どこにその設備があるのかとか、そういうものは、もし団長が留守の場合にはその次の人が、次席がないといけないはずなんです、その組織のあり方といいますか、団長、副団長で席次を決めてですね、指揮系統をはっきりしてやってください。この間にははっきり言いまして、どこのだれかわからない人が藪の中に入って行って、水の出ないホースを引っ張って行って、本当に危ない状況だったんです。当時そこにいた、そこでリーダー的存在であった大村さんをお願いして、皆引き上げさせたんです。そうでなければ、あれは確実に大きな事故になりましたからね。この事業計画といいますか、消防の訓練の計画等は確実に行って、防災訓練にもこれはつながりますからね。これは順次、計画して提出してください。それと防災についてですけれども、これも書いてありますけれども、東日本大震災以降、私どもはほとんどの議員から質問はしてあるんですが、今年、津波避難訓練を全部で一斉にやったときに、こっちでもやったと言いますけれども、地元の人はずいぶん、例えば高月山に逃げてくれと言ったら、高月山に逃げますよね。ところが、観光でいらっしやっている人、要するに外部から来ている人というのはわからないんです、高月山というのがどこにあるのか。だから、前回にも言ったように、避難場所の案内図ですね。避難路が全くわからないと。逃げてくれと防災無線でやったところで、わかりませんよ。はっきり言います。防災無線も3年前にデジタルにかえると行って、何をかえたのかわからないけれども、全然役に立っていませんよ。この間の北朝鮮がロケットを飛ばしました。屋外には出ないでくださいと阿嘉島では聞こえないから、何か言っているなど、わざわざ屋内から屋外に行って、それも七、八十メートル行って初めて、屋外に出ないでくださいという放送が聞こえると、とんでもない話ですよ。調整監がこれは総務課長のときに、3年前にたしか村長もそう答えましたけれども、デジタル化をしますと。Jアラートの件もありますから、一斉にやりますということでは言っていましたけれども、これができない理由を再度、お話してください。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

では、私のほうから先に答弁をいたしますけれども、たしか3年前でしたか、私は議会の答弁でそういうお話をしたと記憶をしております。その当時、Jアラート（瞬時通報システム）というのを国のほうが10分の10、100%補助で全国の自治体に配備をするという情報がありました。ただその後、当時の国政選挙等がありまして、それで予算が大幅に減額になりました。10分の1程度に。それがありまして瞬時ではなくてですね、役場のほうへ例えば津波があったり地震があったりする場合はブザーと言いましょか、サイレンが鳴るシステムとモニターの設置だけというところにとどまっております。一方でですね、他の自治体においては、それを設置しているところもありますけれども、それはかなり一般財源の負担のできる自治体にとどまっていると考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

デジタルでは一遍にできないシステムはわかりました。しかし去年、一昨年ですか、各家にも親子ラジオ型のあれをやるよということ、皆さんは公共の場と弱者からやっていいですかということ、100個準備しましたけれども、その後に順次やるということだったんですが、今年の初めですか、「100個設備

しましたか」と言ったら、「いや、70%です」と。「では、あとの30%はどうしたんですか」と聞いたところ、「希望者がいない」と。こんなばかな話をしているんです。皆、希望していますよ。台風17号のときにも私は言われましたから。「何で私のところは入れてくれないの、差別しているんですか」と言われました。これはひとり暮らしの70代の方ですけど、「どこどこのお家は入っている。だけど、うちは何で入らないの」と。そういうことを言われましたよ。こういうのもいちいち議員からそうやって伝わってこないと入れないのかというのを私は言っているんです。そこははっきり言って防災無線の難聴地域なんです。スピーカーが壊れているから聞こえないわけですよ。さらに台風で風が吹いている。サッシを閉めていますから、全く聞こえないわけです。「台風が来ます、用心してください」と放送して、聞こえないから外にこれを聞きに行くと、風にあおられてけがをしたらどうするつもりなんですか。早急に調査して、なぜこれが完全に入っていないのか調査して、予算が足りなかったら、その分だけ要求してください。お金がないから防災できませんでは話になりませんよ。言っておきますけれども、人命優先ですから、防災ははっきりときちりやってください。ほかのものにわけのわからない金を使ったり、年間1億円近い不用額を出すよりは、そういうところをきちりやってください。これがまず1点、言っておきます。

いつから個別に設置されていないのかを調査するのはいつからやるか。今の計画。年明けからやるのか、年内からやるのか、これの可能日時といいますか、どのあたりにするのか答えてください。これは担当課長。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず阿嘉の1スピーカーが大変音量が低くて、大変御迷惑をかけていることには、おわび申し上げたいと思います。6月議会でも修繕を発注しているところで、原因がわかれば修繕しますと申し上げて答弁もしたと思います。実際、ラッパのほう、スピーカーのほうは故障はなくて、基盤の増幅する部分の機能がいかれています。わずかではあるが鳴っていますが、これをもし改修する場合、これをまた第一にメーカーさんに届けて、本体が直るかどうかもわからない。メーカーさんいわく、かなり型も古くて、修繕は難しいということで、ちょっとためらって今に至っています。大変申しわけなく思っています。調査はしました。そして結果もわかりました。そして手当としましては、渡嘉敷のほうがこの度、一括交付金で私たちと同じ年代の同じタイプを新たに更新しましたので、その中古部品を確保してですね、何とかその場をしのぐためにやりたいと思っております。そして、スピーカーの個別調査に関しては70個程度で今、とどまっていると聞いています。一部には電気料もかかるしと言う方もいて、希望される方はいらっしゃるということですので、区長会等も活用しまして、再度改めて戸別調査をしまして、配布の希望を把握したいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

要するに、電気料がかかるから断われたと受けとめていいのか。これはですね、一部にそういう人がいても、これは義務化ですということでやっていかないと、向こうがそう言っていたからということで、何か事故があった場合には、責任を問われますよ、これ。間違いなく。「電気料がかかるから、要らない」と断られたから防災対策はしませんでしたと言った場合に、その関係者から絶対に訴えられますよ、これ。間違いなく。私どもはこの間、議員研修で渡名喜へ行きました。渡名喜は今、2代目なんですね。室内でやっているのが。デジタル化しているんですが、そこは火災報知器も一緒につけているんです。もちろん家の中で聞けますけれども、火災報知器が作動した場合には、役場でどこの家の火災報知器が作動したかということがわかるようになっていっているんです。そこまで行っているわけです。うちの村は電気代がかかるからと断られ

たから希望者だけ募ってやりますと、そんな段階ではないですよ、これ。去年ですか、3月の定例会が終わって、途中ですね。もし津波が来たら危ないからということで阿佐、阿真、座間味、慶留間・阿嘉の避難場所を議員が見て、その議会が終わった翌日には大震災がありました。それぐらい逆に言えば気を使わないといけない。役場がそこでやると言って、「いや、お金がありませんからやりません」あのテレビの映像ですごいのを見たでしょう。あれを見ていて、お金がありませんから、希望しませんからでは通らないと思いますよ。村長、そう思いませんか。避難路は確保しない、どこに逃げていいかわからないでは観光客が二度と来たくなくなりますよ。防災無線で外では北朝鮮がミサイルを打ち上げましたと放送している、けどどこに隠れていいかもわからない。これでは観光で来た人は安心して遊べませんよ。古座間味に人がいっぱいしているときに「逃げてください」と言って、どこに逃げますか。避難をするにも場所がわからない、道がわからない。津波の場合には、座間味、阿佐、阿真は集落が横に広がらないので、避難道が1カ所、2カ所あれば、その山に登っていけます。慶留間も今、空港に逃げるようにしています。阿嘉の場合は横に広いものですから、両サイドは逃げられますけど、真ん中は両サイドに行くまでに時間がかかりますので、真ん中のほうに昔の農道があるから、そこを避難路に、例えば手すりをつけるようにと言っても、全く知らんぷり。全滅してから後からやりますか。集落がなくなってから。それでは遅いと思いますよ。次年度の予算、避難路等を確保するための工事費。あと、夜間に発生した場合には目印も何もないですから、太陽光でやる避難灯と言いますか、そういうものを確保するようにやってください。非常用食料だけ確保してもしょうがないですよ。それは逃げた後の問題ですからね。避難して後に必要なのは食料等なんですが、今、食料等だけ準備したって、避難して後で使うものですから、それは。避難する場所、避難経路、そういうものをちゃんと確保するようにしなければ、何にもなりませんよ。それについて、村長はどう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず、食料のほうは一括交付金も含めて活用させていただきながら準備をさせていただいております。避難路に関しまして座間味島でまず言いますと、今、道が高月山線等々ございますし、阿佐に行く道もございます。それから阿真に関しましては、数年前に旧道の山側の道を舗装させていただいております。阿佐に関しましては今年度の一括交付金で上まで登れるようにしていくという状況でございます。阿嘉ですが、阿嘉は両サイドは確かにありますよ。真ん中がありませんという話は前々から御指摘を受けているところでございますが、次年度、この次の交付金…、ちょっとすみません。その辺は記憶が定かではないんですけれども、一括交付金を活用して阿嘉の避難路についてもしっかりと考えていこうということは、現場の担当から話を伺っております。できるだけ早い時期に着手ができるように、自己負担が少ない予算を使うような環境を早急にしたいと、これは現場でいつも話をしていることでございますので、来年にはどうにかできるのかなと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

座間味も一緒ですけれども、夜に発生した場合に避難できるような道の周辺だけライトが照るといような形に絶対にしてください。このスピーカーも早目に全世帯に入れるように。特に冬は寒いですから、アルミサッシを閉めていますよね。冷たい風が入らないように。そこで船の運航が今はしょっちゅう変わっているんです。高速船が欠航したり、そういうものもわからないんです。はっきり言いますけれども。風は強い、外には出ない、スピーカーはだめ、全然聞こえないから、何かガサガサとやったら、いちいち今の放送は何

だったのと電話する。こんなばかなことは一日も早くなくすように。一応、防災については大城議員からも質問があるみたいですので、私はこの辺でとどめます。

次に、2番の資源ごみの回収について。今、資源ごみとしましてペットボトル、あと、缶が回収されていますけれども、これがなぜ指定袋に入れないと持っていけないのか。そこら辺の仕組みをお答え下さい。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。まず資源ごみについてもですね、これは一般廃棄物同様、座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき今、回収を有料で行っているところです。回収後は今、クリーンセンターにてさらに適正に分別をして、沖縄本島の専門業者へ搬送しています。引き取り後のリサイクル売上金がありますが、これは島外への搬出費用に充てていますが、大変輸送の採算にかかるものは大変厳しいものがあるのが現状です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一般可燃ごみと廃棄物は確かにお金がかかります。この資源ごみというのは座間味村の指定袋でなくてもいいはずなんです、これ。これを出すために一袋60円とか40円で買うんです。それで出します。この袋代は座間味村に入ってきますね。では、この回収して島外に出しますリサイクル業者に出します。そこはただではないんですね。出したら、要する業者に売っているわけですから、座間味村に金が入るわけです。ということは、何度も言うように、何故、住民に負担させないといけないかと。要するに、向こうでリサイクルに出した場合に発生した金額は住民に逆に還元する必要があるんじゃないのかと。私は考えるんですね。まずあれがクリーンセンターへ行って、袋から出して、圧縮して出すわけでしょう。何の金もかかりませんよ、これは。はっきり言えますけれども。本来ですと、かごとかで回収してもいいし、普通の買い物袋ですか、そういうもので出してもいいはずですよ。ところが、指定袋以外で出すと回収しないというのは、理不尽な話なんです。那覇市などは指定袋で出していますか。出していませんよ。浦添市もそうですけれども、恐らく指定袋でやっているのは座間味村だけじゃないですか。これをリサイクルでやっているところは、リサイクルのお金が入ってくるところは、これをさせないんです。指定袋では。また、あれは回収は清掃会社に委託しますよね。その人たちが利益得ますから、指定袋にはならないんですよ。座間味村は座間味村が収益を上げているわけですから、指定袋にすべきではないと私は考えるんです。その辺、課長、どう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まずですね、金城議員おっしゃることはもっともだと思います。今、別の市町村とはかわって、本村の場合はそういう廃棄物等を沖縄本島に搬送するという厳しいところがあります。昨年の実績で言いますと、搬送料には750万円ほどかかります。一方でリサイクルで入ってくるというのが98万円、非常に採算が厳しいところがありますが、先ほどのお話のとおりですね、現在、座間味村においては古紙についてはダンボールが多いために、指定の袋では対応できないところがあります。それで今、無料にはしていますが、これについては先ほど那覇市のお話もしていましたけれども、他の自治体の状況も見ながら勸めていきたいなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何百万円かかるという話がありましたけれども、これはごみ全体の話でしょう。今はリサイクルの品物を運ぶために900万円もかかるんですか。何百万円もかかるわけじゃないでしょう、これは全体ですよ。私が今質問しているのは、なぜ資源ごみがわざわざその袋でなければとらないのかということなんです。業者に持って行って、向こうで破いてプレスしますよ。これはほかの袋もそうですけど、その袋も、あとはまた燃やすごみになるか、今現在はクリーンセンターに出して、クリーンセンターの人たちが洗って使っているみたいですが、これはちょっと理不尽ではないかなと思います。何で普通の袋ではとらないのかということなんです。これは燃やすごみとか、ビン類。ビンもリサイクルはしているみたいですが、缶とペットボトルはそれは必要ないんじゃないかなと考えます。それについてはどう思いますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ごみの出し方の件なんです、この辺はやはりリサイクルそれぞれに合った出し方といいますか、それを検討していきたいなと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

とにかく住民から文句を言われぬようなやり方をしてください。それと、那覇市に出すようになってからペットボトルが燃えるごみであると言われたり、資源ごみだと言われたりする事があるんです。だから、中には燃えるごみにペットボトルを入れる人もいるし、きれいに栓もラベルもはがして、別々に分けている人もいますよ。この辺、もう一度徹底するようにしてください。これは現場が非常に混乱を起こしているんです。現場の人たちが、「いや、これは燃えるごみでいいですよ」と言う人もいれば、「いや、ちゃんとはがしてください」と言う人もいます。この辺は行政の中で徹底して現場の回収者たちにも、住民にも徹底してこれはやるようにしてください。そうじゃないとごみ自体を出すのに必要のない量まで出してしまう部分がありますので、その部分が逆に言えば金がかかっていますからね。その辺は徹底して指導してください。住民が納得するような方法でいくということで私は理解して、この質問を終わります。

次の3番目、条例についてです。総務課長がどの条例が必要ですかということで聞いてきたんですが、一番最初にですね、私たちは五、六年前に議員の費用弁償はいいと、これは議会で議決していますね。条例変更しているんですよ。1日1,000円という費用弁償がありました。これは条例第24号の中での第4条第4項、「議長、副議長及び議員が議会または委員会の招集に応じたときの費用弁償の額は1,000円に出席日数を乗じて得た額とする」とあります。これを私たちは廃棄しました、議会で。だけど、いまだにこれは例規集といいますかホームページにもそのまま載せられているんです。私たちはそのときに、これは議決してからその年から費用弁償を受けていないんですよ。だけどこれを執行部が残しておくということは、私たちに議員が議会があるたびに出てきた分も、今までのも精算してもらわないといけないんですけど、これについてはどう考えますか。総務課長。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

御指摘の件はですね、議員の申し上げたとおりであります。まず平成19年3月定例会で発議第8号で原案可決した座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例の第4条第4項で、費用弁償について日額1,000円を支給しない旨を議決されて、これは有効に機能しています。ですから、それに基づいて支給しないということは有効です。ただし、今申し上げた本村のこの例規検索システム、そしてこの追録ですね。それについて事務が失念されてしまって今に至っています。この辺の事務徹底を、今後こういうことがないようにしっかりやっていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

総務課長、そのほかにもありますけれども、後で言いますけれども、あなたこの間の全協でも言っていましたよね。自分は条例に関して専門にこうやっているんだと。全然、中身をチェックされていないじゃないですか、これ。でしょう。あなたが来て2年になりますよ。これをチェックしないと何の意味もないですよ。高い給料をもらっているんだから、そのぐらいの仕事はちゃんとやってもらいたい。あと、平成21年3月10日の条例第3号 座間味村副村長定数条例というのがあります。本村の副村長の定数は1人とする。附則 施行期日、この条例は平成21年6月1日から施行する。条例の各条例の廃止、座間味村に副村長を置かない条例（平成19年3月22日）条例第1号は廃止するとあります。ということは、これは条例からすると副村長は置くべきではないかと思われませんが、今現在、当村には副村長はおりませんが、これはなぜなのでしょう。すぐにお答えください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

確かに、条例で副村長の定数を1人とする条例を可決しています。そして今の状態は一般的には欠員していると。席はありますが諸般の事情で任命に至っていないということです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

諸般の事情とおっしゃっていますけど、その諸般の事情というのは何であるかを説明してください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

いろいろあろうかと思いますが、これは村長の特権事項ですので、推察するところによるといろいろ人選だとか、適任者とかいろいろな事情があると思います。これは行政の事務を預かるものですので、そういうふうには推察します。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

事務方はわからないということですので、村長の特権だということですので、村長お答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私が就任する前にこの条例はたしか可決されたと思っております。私も3年と6カ月、今の仕事をさせていただいておりますが、必要性は痛感をしているところでございますが、これまではいろいろな人選等々、私の考え方も含めて合致する方、お願いしたい方が見当たらなかったというのがこれまでの実情でございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

就任して3年半ですよね。ということは、1年ぐらいは、まだそういうのを決められないんだろうとか、諸般の事情は認めますけれども、3年半もそれをやっていないということは、私は怠慢ではないかと。こういう条例があるとわかっている事務方が、なぜでは逆に廃止されたものを復活するような手続をしないのか。要するに、定員に1人ではなく、定員はゼロにして当分置かないという条例をなぜつくらなかったのか。これを私は事務方の怠慢だと思いますけど、これはどう考えますか総務課長、お答えください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

私は今、村長の答弁を聞きましたが、必要性を痛感しているのに条例の整理の必要性はないと理解しています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

必要性を感じていながらやらないというのはおかしい話で、今、人選とかそういういろいろな事情があつてできなかったと言っているわけです。できないんだったらできない間の期間、条例を変えてしかるべきじゃあないですか。それを提案して、決まったらまたそのときに変えるというふうにするべきなんです。見つかるまでじゃ、もう就任期間はあと半年、その後も多分続けられると思いますけれども、そのときもいなかったからと、また4年間放っておきますか。事務方はそれで条例がこうなっていますけど聞かれたときにどうしますか。村長に聞いてくださいと言うんですか。その辺、どうしますか。今後のこともありますからね。さきの4年間のこともありますから、その辺お答えください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、条例自体は定数を1人とする。そこで必ず就任しなければならないとか、そういう規定にはなっていませんので、今の状態は村長の先ほどの答弁どおり、副村長の必要性は意識していると。適任、人選いろいろ等があつて、今行政としては欠員の状態で、条例の整理の必要はないということです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

条例の整理は必要ないと言いましたけれども、では定数条例規程を廃止したらどうですか。必要ないでしょう、だって。1人置く、2人置く必要はないわけでしょう。決められないんだったら。決められないから条例は必要ありませんでは、これは通りませんよ。では何のためにその前は置かない条例というのがあったのかということですよ。これだったら条例は必要ありませんよということですか。村長のさじかげんで置

く、置かないを言うんだったら条例は必要ないですよ。すべて村長に任せていいんじゃないですか。この回答を聞いたら、設定の必要がないというのはおかしい話ですよ。そうだったら定数は1人とする。ただし置かなくてもよいとする場合というふうな文言が必要になってくるんじゃないですか。あなた県庁でそういう仕事をしていると自慢していたんだから、その辺はちゃんと答えなさいよ。余りごまかしばかりしないで。これは改定は必要なし。村長の気持ち次第でいいということですね。そう受けとめていいですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

はい、そのとおりです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

何か座間味村は条例があっても、意味をなさないような今の答弁だったんだけど、これにはいろいろな問題が、すべて村長の裁量が大きく動いてくるんですよ。条例の中では。ということは、条例があっても村長のさじかげんでどうにでもなるということをお前は言っているわけだからね。今の発言は忘れないでくださいよ。

それと条例をホームページの例規集に載せるんだったら、ちゃんと整理してから載せてください。今、座間味村に経済課とか、むらおこし課というのはあるんですか。全文を見たらそういう文言が出てきますけど、助役も収入役も今はいるようになっていますけど、それは何で整理しないんですか。整理しない理由を教えてください。

もう1つ、1963年2月26日、条例第7号 座間味村有繁殖豚貸付条例というのがあるんですよ。こんなものはとんでもない話だと思うんですけども、まだ座間味村では繁殖豚を所有しているのかどうか。どう考えたって、こんな条例はもう廃棄して当たり前の条例なんです。これをそのまま残している理由を教えてください。これは条例専門が答えるんでしょう。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

おっしゃるとおり、この条例については現状に反しているところがありますので、その辺を廃止するか、そういう見直しをしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、担当課長が産業振興課長に移っていますけど、これは条例の話をしているのであって、繁殖豚がいるかないかは関係ないんだけどね。この条例を専門にしているという総務課長が答えるべきじゃないの。あなたが毎日チェックしているはずなんだよ、これは。チェックしているはずなのに、それをしていないから聞いているだけの話なんだよ。あと、これは条例違反とかという聞き方ではないんだけど、あと1つ、不可思議な村の設備の使用の状況というか、利用料について聞きたいんですよ。古座間味にもニシ浜にも森林体験交流促進施設かな、そういうのがありますけれども、ニシ浜で今お店をやっている利用料と、古座間味の利用料がなぜ違うのか。その辺、答えられるんだったら答えてもらっていいですか。古座間味が3万円でニシ浜が3万5,000円になっているんですよ。これは何でなのか。お客さんがたくさん来るところは安く

して、お客さんが少ないところは高くしているんですけど、なぜなのでしょう。この辺、ちょっとお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず、古座間味については貸し付けをして今、入っているの島内で管理を配置する部分と直接する部分と、それがありますのでその違いだと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

要するに管理を、例えば施設の中に置かれますので、例えばシャワー室とかの管理、掃除とかを向こうはさせているから、これだけだと。安くしているんだと。要するに月5,000円は委託料みたいなものですね。その分だけニシ浜より安くなっているということですね。わかりました。これも担当課長に聞いたら、ちょっと酷かなと思うのがあるんですけど、ニシ浜にシャワー室があるんですが、シャワー室の利用料金が大人300円、子供150円となっているんですけども、だれがそれを管理して取っているのでしょうか。条例の変更が必要だったんじゃないですか、これは。お答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは条例でおっしゃるとおり大人300円、子供150円となっています。これは平成9年に設置された条例なんですけど、当時は管理をして、その方が徴収をして、そういうことができていました。ところがそれ以後、そういう管理ができなくてコイン式に変えました。これは200円で3分。これは大人、子供関係なく、それが使えるように現在はなっていますが、徴収については今度の4月から阿嘉出張所ができていますので、その職員にお願いしているところです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

設備の変更等があった場合には、その条例を変更するのが当たり前だと思うんだけど、それを何年間にもわたってやってきていないと、もう10年、20年たったら今みたいに当時担当でない課長が質問されて、わけのわからない状態になるんですよ。だから、その辺も含めて、総務課長、予算を組むのとあれなんだろうから、条例のどこがどう悪いのか確認して、3月には全部条例を変えるぐらい、条例変更できるぐらいの仕事をしてください。高い給料をもらっているんだからね。あと、これは前から言っているんですが、一件書類等、契約書等の書類はちゃんとありますよね。許可証とか、許可申請減免というのはちゃんと一件書類はそろっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ニシ浜につきましては平成21年にお1人の方、それから平成23年にまたお1人の方、ちょうど2人の方が使用しておりますが、おっしゃるような許可申請書等の書類が現在のところありません。申しわけありません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一件書類がそろっていないということは、どういうことなのかな。許可申請されていないのをそのまま許可証もなしに使わせている状態なんですか。どっちもおかしいんじゃないですか。許可もしないで使用させているということは、不法占拠になりますけれども、これについてはどうでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まずニシ浜につきましてはですね、従来では先ほど言いました3万5,000円の月額なんですが、実はこれに入った時点、平成21年4月から減免措置がされています。これは前村長、あるいは前課長、この方も一緒に含めてそういう協議をし、減免措置をしているわけですが、この減免措置というのは期間が1月から12月まで。これは毎年更新するというようなことでされておりますが、それに関する手続と申しますか、申請書類等は現在ない状況です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

では、あれですね、許可申請書、許可書、減免申請書、減免許可証、一件書類なしで貸していると。それも減免をしている状態で貸しているということになりますけれども、これはなぜですか。先ほどあった平成23年度から入っている方もいらっしゃるじゃないですか。これをただ前例というか、先に入っているもう1人の方の金額に合わせてそのままやっているのか。ということは、3万5,000円から幾ら減額しているのか。それをちょっとお答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

月3万5,000円のところを、現在、毎月1万400円の支払いをしております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ということは3分の1以下の利用料ということになりますが、これはかなりの減額になりますので、収入的にもかなり減っているはずなんですよ。これは平成21年からですか、なっているというんですが、現在までどれぐらいの差額がありますか。ちょっとその辺の計算されていますか。されているんだしたら教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

1人の方については4月1日から平成23年12月31日までは、その差額としては59万円。もう1人の方、平成23年5月1日に入った方につきましては39万6,000円となっています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

かなりの額が今、損失といいますか、失われているんですよ。それとですね、条例で3万5,000円が今は1万400円と、使用料をおっしゃっていますけれども、この条例の3万5,000円にしているままで募集を出していますからね、これを見た人は応募しないはずなんですね。だけど1万円だったら応募する可能性はありますよ。これを何でそのままにしてあるんですか。何かそういう理由があれば教えてください。また、古座間味のほうも減免しているんですか。その辺、お答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

古座間味については減免はしておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

阿嘉だけ減免して、古座間味は減免しませんというのも変な話であって、同じ村の施設を利用するのに。それと、これは前から言ってるんだけど、古座間味は他人名義で営業をしている人もいます。これを早く直すように言っておりますけど、全然、遅々として進みませんけれども、本人に聞きますと「いや、自分がやっています」と言いながら、見ていると何かほかのところで土木工事をやっているんだけど、いつ営業しているのかわかりませんが、「私がやっています」という話をよくするんですが、その辺はちゃんと精査してくださいね。今、条例をつくっても何の意味もありませんよ。条例では、また貸しはできないことになっていますから、これはまた貸しをしていますからね。不労所得ですよ。先ほど答えた減免措置の減免申請書、あと許可申請、許可証、減免許可証がない場合にはですね、これは法的な手続をとらざる得なくなる場合がありますので、これは損失を与えていますからね。一件書類がちゃんとあればですよ。ない場合には村民に対して損失を与えていることになりますから、これは、どういう理由であれ、例えば裁判にかけられても私どもでは答えることができませんので、執行部のほうでしっかり対処するようにしてください。あと大浜の体験滞在交流促進施設に関する条例ですけれども、これでですね、コテージの使用料は1棟、一泊二日で2万円になっていますけれども、ライフセーバーが何十日間も、90日ぐらいですか、ずっと泊まっていますけれども、お金はもらっているんですか。お答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

大浜のコテージ使用について、ライフセーバーの使用については無料で貸しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ライフセーバーのお金は払っていますが、これは無料。宿泊が無料ということは180万円。200万円程度が無料ということになるわけですよ。あと電気、水道も入れたら200万円を超えますか。ということは、これは契約書の中にライフセーバーの契約書の中にこれが入っているわけですよ。宿代として。その分を差し引きますと。入っていないのですね。おかしいじゃないですか。彼らは契約上、その辺で野宿をすることになるわけじゃないですか。ライフセーバーの契約の中にはこれが無料ということが入っているのか入っていないのか、お答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ライフセーバーに無料で使用させている理由とといいますか、これはまずライフセーバーの配置についてはですね、夏場のシーズン中、そういう期間中になるために、長期民宿での長期滞在というのが非常に困難なために、今は村の施設を使用させていますが、宿泊料については、おっしゃるとおり本来ならば委託契約の中に含めるべきなんですが、そこを無料にしてですね、それを相殺しています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

相殺しているという話をしていますけれども、何も書かずに相殺はできないはずですよ。これも村長が合点すればオーケーなのか、担当課長がオーケーすればオーケーなのか、その辺もはっきりしないとですね、これは国から予算をもらってつくった施設のはずですよ。会計検査を受けるためには、何故収入がないのかと。使用実績はあるけど収入がないのはなぜかという突っ込まれ方をする可能性がありますよ。その辺は心得ているわけですよね。去年ですか会計検査で注意されていますから、それだけでももう終わりましたという話になっている感じになりますけど、あるいは利用料はちゃんと入れた形にしないと、簡単に村の施設だから相殺でいいよという話にはなりませんよ。そうしたら条例をつくる必要はない。一件書類とかですね、契約書を早目にそろえてください。あなたが課長でいる間にちゃんとやらないと、次もまたわかりませんでしたということになりますからね。これが平成21年から平成22年になって、今はほかの課に移っている人がいるんだけど、そのときに起こった事例ですからね、これは。何回注意しても聞かない。一件書類をつくりなさいと言っても絶対につくらないのが起こってきて、その次の課長も手のつけようがない、今度はあなたになって、今、何とかちょっと動き始めてはいるんだろうけれども、今年度中に何とか整理をつけてください。何かあら探しばかりしているような感じになってしまいますけど、でも実際がそういうことをやらないと、行政がだらしなくなっていくから、信用性がなくなっていくんですよ。住民からね。どうせ役場はいい加減なことをしているんだと、そうなったら本当に住民から信頼されない役場になったら終わりですよ。はっきり言えますけれども。前から私が言っているように、議員も皆、行政が良くなるためなら力を貸しますよ。やらないから議会で怒られるだけでね。それは言うておきますよ。一件書類を早くつくるように。

あと4番、時間がないと何か怒られるので早くします。これはエコツーリズム法ですね。これは延々ところ続く話題なんですけど、座間味村周辺海域、渡嘉敷、この慶良間海域ですよ。十何年にわたってオニヒトゲの駆除とか保護活動をしてきたおかげで去年でしたか、今年でしたか認定されました。エコツーリズム法。これも四、五年前にエコツーリズム法は国会で議員団が議員提案でつくったものなんですよ。自然を守るために。ところが現場がもたもたしていると。だから前に進まない。国は地元の現場で条例つくって活用してくださいと、生かしてくださいという法律をエコツーリズム法というのをつくっているのに、何で現場がこんなにだらだらしているかということなんですよ。この間、契約をしますと、だから予算をつけていいですかということでしたので、予算はつけました。なぜこれが契約に至っていないのか。本当は12月に出てもおかしくないんですよ、条例案がね。でも出てこないということは、まだ何もしていないはずなんですよ。なぜやっていないのか、できていないのか。やらなかったのかできていないのか、これだけ答えてもらっていいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まだできていない状況です。去った9月に定例議会において条例を制定するための事前の作業として、座間味村それから渡嘉敷村、両村で来年度の事業所の利用ルール等策定業務を専門業者に依頼して、まずその費用を一括交付金を活用するという御説明をしましたが、本村の場合は一般財源で策定に係る予算を計上して、一括交付金確定後に予算の組み替えをするという準備をしていましたので、契約についてはいつでも契約できる状況でしたが、渡嘉敷村については当初から一括交付金を充てていたために、この一括交付金の内示が出るまでは契約ができないということでした。それで先週ですか、内示が出てはいますけれども、これから契約しても年度内の業務完了というのが非常に厳しく、また繰り越しはできないということからですね、次年度また再度、一括交付金による申請をする方向で今、県と調整を進めているところです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは一括交付金が使えるか使えないかは別として、エコツーリズム法の制定をしないとイケないということは前からわかっている話なんですよ。一括交付金でこれを使えるかどうかというのを何で早い時点で、4月に入った時点でやらなかったのか。確かに沖縄県の内示というのは非常に遅いということで、皆、不満を持っています。夏以降に出しているんだったら今ごろになるというのは、3カ月、4カ月かかるというのはわかっていましたけれども、沖縄県の内示が遅くて契約ができなかったということになるわけですよ。要するに当村ではなくて渡嘉敷村が遅くてできなかったということになるわけですよ。じゃあ次年度、彼らは3月定例会で恐らく予算化するでしょう。そしてそれを県に申請すると思いますので、座間味村も3月の定例会にはこの予算をしっかりと入れて、うちの場合は一般でもやっているわけだから、それはそのまま入れてやるように。4月以降にやっても、これははっきり言って12月の定例会に出るか出ないかなんですよ。これ。そのぐらい手間暇のかかることなんで、はっきり言いますけど条例が1年遅れる分、周辺に入ってくる人たちによって壊されるサンゴ、ものすごい量があるんですよ。あと、この条例を急ぐ理由がもう一つあります。村長、以前に沖縄県水産課が出した沖縄県漁業調整規則における水産動植物特別採捕許可によりソフトコーラルを切りとって、造礁サンゴじゃないから許可が出せるということで、漁業対象物じゃないということで、小さい魚もたまにはとるという。要するに島の人々が大事にしてきたものが簡単にやられる部分、法律に抜け穴があって、そういうのがあるんです。だから、それに特定観光資源として自分たちは入れて、両村入れて施行すれば向こうから入ってこれないんです。だから急ぐんですよ。めちゃくちゃになった後からは修復は不可能ですから、はっきり言います。これはどんどん入ってくる兆しがありますからね。そうなってから、もうやめなさい、やめなさいでは間に合いませんよ。そこは確実に傷害事件が発生しますよ。そうなってからではおかしいですからね。だから条例化。必要なものを早く条例化する。必要でないものは廃棄する。そういうことをしないと、わけのわからないこの例規集のようになりますよ。ばらばらになりますよ。これは急いでください。水面下ではもうとっくに動いていますけどね。さらに進めておいてくださいよ。予算が入ったら、すぐに「はい、来い」と。「はい、印鑑を押せ」というぐらいの体制までもってってくださいよ。予算がついてからの準備は遅いですから。準備をしておいて、できましたから議会に承認をくださいというだけでいいですよ。条例は特に早目早目にやっておかないと、座間味村の将来はありませんよ。山に関する条例もこの後どんどん出てきますけど、総務課長は条例は担当課がちゃんとやっているかどうかを確認するのはあなたの仕事ですよ。それと、これは12月に発覚したことなだけで報酬の条例、何で間違っているのか。12月の使用料が何で条例上で施行されていなかったのか。総務課長、その辺をちょっと答えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

御指摘の期末手当ですね。本来なら2. 9、年間を通して2. 9払うところを条例に規定しています。それを誤って2. 8支給してですね、今、追給、12月給与で追給する準備をしております。職員の不慣れ、システムもかわった、いろいろ原因はあると思いますが、おわび申し上げたい。この事務手続、ミスについてはおわび申し上げたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

システムの変更というのが去年あったんですが、今年ではないですよ。前回はシステム変更、また今年もシステムの変更と、これはおかしいと思うんですよ。毎年毎年システムの変更しますか。それと、職員が不慣れだから起こりましたでは通らないですよ、これ。あなたはその課の最高責任者としているわけだから、チェックすべきでしょう。新しくほかの課から、部署から異動してきたんだったら、その人がちゃんと仕事ができているかどうか、あなたはチェックすべきなんだよ。そうじゃなかったら課長としての手当てなんかいらんし、部署いらんでしょう。あなた方は議会に出す書類もそうだけれども、本当に決裁をするときに見ていますか。私はほとんど見ていないのではないかなと思う、これ。空手形と一緒にあれだよ。めくら判押しているじゃないの。だから結果、僕らが間違えていても1年間気がつかないとか、1年間気がついていないのもあるよね、確か。年末調整の件で1年前のものでおかしいのがありますよね。そういうのもあなたが全然チェックしていないからこういうことが起きているんですよ。職員が不慣れだったからということは理由になりませんよ。あなたの単なる職務怠慢。村長、こういう職務怠慢は懲戒に値しますよ。皆さんの給料、本当に大丈夫ですか。多くもらっているから知らんふりしておこうと言っていないかな。少なかったら人間は文句を言いますが、多かったら文句は言いませんよ。皆さんは多くもらっている可能性があるな。チェックしてください、これ。

それと去年、今年ですか、暴力団廃止条例でしたか、全国津々浦々でできた法令がありましたよね。法令と言いますか条例。法令に基づく条例なんです、私はその条例が成立したときに、1つの意見を述べたことがあるんです。そういうのもいいけれども、それ以上に座間味村は急ぐべきものがありますよと。そういう団体に属していない連中が何かいろいろ迷惑をかけている部分があるから、指定暴力団じゃないからということで、いろいろやってくる。そういう人たちがいるから迷惑防止条例を急ぎなさいよと私は言った覚えがあるんですよ。阿佐区のほうに何か去年できた施設、保養施設みたいですけど、車に乗ってパレードしたりなんかいろいろやると聞いていますけど、実際には見ていませんけどね。非常に迷惑だという話も聞いています。これは皆さんも読んでおられると思うんですけど、これはネット村民ですか、インターネット、座間味村のホームページに書き込みがあるんですけど、いろいろなのがあるんですよ。ちょっと1つだけ読ませていただきますよね。どうことが書いてあるのか。阿嘉島を訪れるようになって5年ぐらいです。いつも穏やかで生活感あふれる島が大好きです。先月、半年ぶりに島を訪れたら、道路を挟んで前浜にはサマーベットの設置されており、間の道路を通るときはオープンになっている店で水着の男性が前浜に向かって座り、複数で歓談されており、まるで敷地内を通らせてもらっているような感覚でしたと。男性の入れ墨にもびっくりしましたと。前浜は皆、泳いだり散歩もする大切な浜です。また集落のある浜ですからジェットスキーの騒音は不快感ですし、当然、安全面も心配ですと。規制は当たり前だと思うのですが…、これはほかの人で投稿されている人がおられてですね、その人が投稿されて数カ月、座間味村は今後も何の対策も

なされないのでしょうか。あのお店に何の恨みもありませんが、規制もなく同様のお店がふえるようになれば、集落は丸ごとビーチのようになり、騒がしい島になることと思います。人を引きつける環境がなくて阿嘉島はただの不便な島です。自然だけじゃなく滞在する環境もまじめに考えてもらいたいです。何度も観光客に指摘される前に、座間味村としても行動されるべきではないでしょうか。と投稿なさっているんですね。皆さんは村のホームページを何度も見たくなるというホームページをつくっているわけだから、これは見えていますよね、村長。何か対策として考えておられますか。お答えください。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の投稿は見ております。ビーチの不法占拠とまでは言えないかもしれませんが、そういうビーチにサマーベットですか、そういうのがあるという話も伺っておりまして、これに関しましては担当と、うちの観光担当職員が県に赴きましていろいろと対策を考えているところもありますし、既に一部行動しているところもあるということも伺っております。詳細に関しましては私もどういった行動をしているのか、どういう対応をとっているのかということまで私は細かく把握はしておりませんが、そういう状況であるということ。それと迷惑防止条例に関しましては中身を精査してやっていかなければいけないのか、あるいは迷惑防止条例なのか、あるいは海浜利用条例等々いろいろあると思います。そういう御提案も別の方からもいただいておりますので、しっかりと勉強させていただいて適切に対応していきたいと思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

海浜利用条例、これは何年前か、ニシ浜に俗に言われているテキ屋が入ってきたために、海浜利用条例をつくってはどうかという話で出たんですよ。ところが、これをやると村の役場が対応しなければならなくなるので、県の海浜条例をそのまま使わせてもらったんですね。不法占拠できないようにというのを使わせてもらったんですよ。だから今の状態でですね、今、あそこに行って、まだ対応できないかということは、条例があろうが何しようが、全部こっちに来るんですね、役場に。それで対応できますかということなんですよ。だから、迷惑防止条例を早くつくって、それで警察の介入とかいろいろなものができるようにやればいだけの話なんですよ。急ぐべきはそれだと思いますよ。今は秩序のない島になりつつありますからね。そうなるからでは、広がってからでは遅いですよ。これをとにかく急いでください。担当課長、早く看板を仕上げ立ててください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで金城善昇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

引き続き一般質問を行います。5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

皆さん、こんにちは。続きまして私の一般質問に入らせていただきたいと思います。私のほうからは2点ほど質問させてください。1点目は島内のインフラ整備事業についてということで書いてありますが、この

島内のインフラ整備といいますとですね、島内の道路とそれから雨水、排水の整備についてお伺いしていきたいと思います。まずですね、島内の道路の件に関してなんですが、この島内の道路の件と言いますとですね、これは阿嘉島の村道後原線についてでございます。村道の中のこれは林道か村道がちょっとわたしもはっきりはしていないんですが村道でよろしいですか。村道ということで質問させていただきます。村道の中でも後原線においては延長的にも村内では一、二番目ぐらいに結構長い村道の中に入るのはないかと思うのですが、その後原線におきましては、この道路ができて年数が大分たっておりまして、私の記憶では三十四、五年以上になっているんじゃないかなと思うんですけども、それだけ年数がたっているものですから、道路の表面上、そして舗装面が大分悪くなっております。そのために安全管理上、大分私らも結構利用しているものですから、気になっていまして。そこをぜひ早急に舗装整備並びに安全面から関しまして、ぜひ道路整備をしていただきたいなと思ひまして一般質問をさせていただいているわけですが、その道路につきましては話によりまして大分前から先輩方の議員がいますけれども、相当何回、何十回も整備をお願いしますということ言ってきましたという話も私も聞いております。その中で私、1年生議員もまた質問をするのもなんだかと思ひますが、これは阿嘉住民、島民からすごく強い要望がありましたので、ぜひ一括交付金とかいろいろなものが出ていますので、ほかのソフト事業とかその辺は一括交付金でやる形にして、結構、予算的にも大変だとは思ひますが、ぜひこの整備を早急に要望したいと思ひますけれども。担当課長、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。村道後原線整備に対しましては村単独での整備には莫大な予算がかかることが予想されます。有利な補助制度の活用ができないか、これまでも県のほうや関係機関にはお話ししていますが、さらにそういう調整をしていきたいと思ひます。また、先ほどありました一括交付金も視野に入れて整備ができないか検討していきたいと思ひます。それから道路の状態が悪いところにつきましては、その都度、修復をしていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

これも私だけじゃなくてですね、何名かの議員が要望を持って、強い要望を何回もやっていることでございますので、本当に真剣に取り組んでいただいて、ぜひ実施していただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。延長的にも結構あります。それを1回の工事でやるというのもいろいろ予算の問題、財政の問題いろいろあるとは思ひますが、地域住民にとってはすごく利用価値の高い道路でございます。そして観光面からもすごい利用度の高い道路でございますので、ぜひこれを早急にですね。正直言って、ぜひ1年以内には実施していただきたいと思ひますので、村長、頑張ってください。これは私の強い要望として聞いてください。よろしくお願ひいたします。この道路に関しましては終わりたいと思ひます。

続きまして雨水、排水についてお伺いしたいと思ひますが、雨水、排水ということで書いてあるんですが、この雨水、排水というのは部落内の集落道に設置されている集水桝の件でございます。その設置箇所につきましては担当課長のほうは御存じだと思いますので、その場所につきましては説明は省きたいと思ひますが、その集水桝に関しましてはですね、大雨時に既設の排水側溝でははききれなくて、そのときに民家の敷地内に結構水がどんどん入ってきまして、停電さわぎとかそういうのがありまして、その対処のため応急措置的

に設置された集水桝でございます。と言いますのは、ちょっと私も言いにくいんですが、この工事に関しましては何十年か前に私自身もかかわってまして、これは人ごとではなく自分自身もちょっとやり方が悪かったかなと反省もしながらですね、「勝手に私とは関係ないから役場に電話してください」とは正直言って言い切れないものもございまして、地域住民からいろいろ苦情もたくさん個人的にも聞いておりまして、ちょっと困ったこともあるんですけども、呼び出しを食らったこともあります。そこで、ぜひこの集水桝につきましてはですね、早急に対処していただきたいと思うんですけども、何でちょっとした住民からのお話、思い切りの苦情ではないんですが、ぜひ直してくれということの要望がありましたので、これは緊急用に設置したものですから、この集水桝は結構ずっと水がたまっているんですよ。年がら年中ずっと水がたまっています。そこで夏場になりますと水が腐ってですね、水が腐ると言うんですか、これに落ち葉がたままって、これが腐れてですね、結構、正直言って臭いときもあります。そこにボウフラが湧きまして衛生管理上、確かに地域住民から言われたとおり衛生管理上もすごく悪く、観光客が道を歩くときにもちょっとやはり気になるということで、隣近所からも「これをどうにかしてくれ」という話も何回かございましたので、ぜひその取水桝についての整備についても対処して整備をしていただきたいと私のほうから要望をしたいと思うんですが、そこでですね、その件につきましては今年何月かはちょっと忘れたんですが、地域住民と行政、執行部側、役場側との懇談会ですか、相談会がございました。そのときに、ある地域住民からもそういう要望もあったと思うのですが、そのときに担当課長も皆さん行政側含めて今年いっぱいにはぜひ整備をしたいと思えますという答えでございました。その点につきまして覚えていますか、どうですか課長。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

御指摘のあります集水桝については、そういう住民からの要望もありまして、実際に現場も確認しております。現状が今おっしゃるように雨降りのときには、そこがこの集水桝に水がたまっていて、はけ口がないものですから、そのはけ口を浜側の道路のそこに落とすことができないか、それをちょっと検討したんですけど、途中で下水の桝があって、それがまだできないという状況がわかりました。じゃあ、今はどういう方法があるかというのを地元の業者に依頼しているところですので、その結果を見て早急に整備したいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

この集水桝についてはですね、私もこの敷地内に雨が入っていかないように、すごく考えまして応急処置しましてですね、結構悩んだ集水桝でございまして、その集水桝を勝手に取っ払ってやった場合に、これから結構どんどん本当に大雨の場合は結構入ってくる部分もありますので、そこにまた、それをふさぐことによつてどんどんまた敷地内に入っていき可能性もありますので、その点は重々調査していただきまして、地域住民とも相談していただきまして、ぜひその点は本当に皆さん方は「今年いっぱいではやります」ということで答えもしていますので、私もまた帰りましてから、その辺を聞かれたときにはまたちゃんと説明できるように返答もしたいと思いますので、その点ひとつよろしくお願いします。

続きまして2番目、観光推進についてと書いてありますが、これは各ビーチの看板設置についてお伺いしていきたいと思えます。これは各ビーチの案内板及びマナー看板の設置につきまして、再度お伺いしていきたいと思うのですが、この件につきましては、ちょうど2年前の12月定例会で私のほうから一般質問をさせていただいております。そのときに、現在、各ビーチの入り口のほうに案内看板、マナー看板が全然ない

ということで、先ほどもビーチ管理のあり方に対して海浜条例、いろいろあるとさっき金城議員のほうからありましたけれども、この看板にとっては非常に重要なことだと思います。そこで今回の質問は、私の3回目の質問になります。しつこいようで大変あれですが、この看板、マナー看板があることによってですね、大分観光客のマナーも変わっていくと思います。そして自然も結構守っていけるんじゃないかなと私は思っております。ですから、ぜひこのマナー看板、案内看板、各ビーチにいろいろありますけれども、今、私が言っていますのは阿嘉島内に配するものを一応要望しているわけですが、これは座間味村を全体的に考えましても、ほとんど看板を設置する必要があるんじゃないかなと私は思います。観光客が来てもですね、本当にきれいなビーチだなと、本当に楽しんで帰るようなビーチにしていきたいと思いますので、いろいろビーチマナーが悪くてですね、ごみが落ちていても持ち帰らないということであれば、またいろいろ問題もごさいますので、ぜひこの看板設置に対しましてはよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、これは何度か職員も担当が来てですね、私のほうに来て「もう準備をしております。そして予算もついて準備をしております。」ということで、何回も来ていましたけれども、あれから2年たちまして、一向に設置されておられません。何を準備したのか、どんな内容を書いたのか、どこに設置するのか、いつやるのか。「すぐやります、もうちょっとです」ということで、何回も来ていたんですが、あれから一向に進んでいません。その辺の流れを担当課長、説明よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず、阿嘉島の各ビーチの看板設置につきましては、今年の7月中には設置をしたいというふうに前回の議会で答弁しましたが、いずれもまだ設置できていない状況で、これはおわびしたいと思います。看板設置については先ほど金城議員からもありましたとおり、阿嘉島に限らず村内全ビーチについて調査をしました。そこで阿真ビーチ、あるいは古座間味ビーチ、ここについても設置をする必要があります。現在、看板の案内内容等について整理をしているところではありますが、金城善昇議員からもありました前原の看板もあわせて年度内には確実に設置をしたいと考えております。現在、看板本体は既に今は6カ所分ですが制作して準備をしております。あと、これをシール状にしてシール張りつけを今考えているんですけれども、それについて整備をしているところです。これが今の現状で、それができ次第、各ビーチに設置を考えております。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

これも今回の質問でこの看板の質問はもう二度とやりませんので、ぜひ早急にやっていただければと思います。先ほど金城義昇議員のほうから渡名喜の件がちょっと出ていましたけれども、この間、渡名喜のほうに議員研修で行ったんですけれども、渡名喜の部落内の各角々に案内板がついています。ちょっと小さな案内板ですけれども、方向的にもどこどこに行ったら何があるというふうな形で、すごく部落内もきれいで関心しました。座間味村もですね、これは一括交付金が使えるかどうかはわかりませんが、観光に関する件ですから、多分使えないことではないと思っておりますので、しっかりその辺も検討いただきまして、ぜひ座間味村本村の観光に対しても重要なことだと思いますので、ぜひ早急に。来年の3月補正予算に組んではと言いませんので、早急にぜひ夏場までには。夏場が何回も自分のほうでは越しました。ぜひこの約束を守って設置していただきたいと思っております。よろしくお願ひします。課長よろしいですか、よろしくお願ひします。これで私の一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで金城弘昭議員の一般質問を終わります。

これで午前の会議を閉じます。午後は1時30分から再開いたします。以上です。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

これより午後の会議を始めます。

午前に引き続き一般質問を行います。7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

お昼の後で、ちょっと眠くなるかもしれませんが、気を引き締めて質問の方をさせていただきたいと思えます。それではまず1点目です。村営住宅建築についてです。本村ではこれまでに全15棟、52世帯の公営住宅が建設されております。しかしながら現在入居希望、入居待ちをしている村民が阿嘉、慶留間、座間味で10世帯以上いるというのが現状であります。若者の定住を促進を図るためにとこれまで一般質問において幾度となく建設要望をしまいましたが、財政難を理由に先延ばしの状態が続いております。人口減少を食い止めるためにも早期に住宅問題を解決することが重要ですが考えをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

ただいまの村営住宅建設についてお答えします。村営住宅の整備につきましては御指摘のとおり若年層の定住促進を図る上から、大変重要なことだと考えております。本村においては一般貸付住宅等が少ないことや、また、常に入居希望をする人がいることから、平成25年度において阿佐地区に1棟4世帯、これは2階建てですけど、の整備を予定しております。それから阿嘉地区、慶留間地区につきましては平成25年度に村営住宅建設用地等の調査をしまして、平成26年から平成27年にかけて整備を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

私も6年間ぐらいつつこの要望をしまいで、ようやく皆様の御尽力でまずは座間味のほうに1棟建つと、続いて阿嘉・慶留間のほうに1棟建築が行われるということで、ようやくこれでいい報告を、若者含めて村民にいい報告ができると思いますので、村民にかわりましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。今後もですね、人口動向を加味しながら、ぜひ適度な建築の計画等を要望してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは続きまして、新造船についてです。フェリー及び高速船の今後の建造計画、または村民や観光業者などから非常に要望の多い1月に定期ドックを出してくれないかという件とですね、それに関連する船舶検査登録日についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。建造につきましては沖縄県離島航路船舶更新支援計画により、平成27年度を予定しております。フェリーについてですね。高速船につきましては船体やエンジンの状況を勘案しながら次期高速船の建造を検討してまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。あと商工会や船舶の経営の改善委員会の中から1月に、ぜひドックを入れてもらえないかという要望が上がっていると思うんですが、この件についてはどうでしょうか。次につくる船の例えば就航日だとか、そういうのも絡んでくると思うんですけども、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

確かに検討委員会の中で冬場のそういうドックをしてくれという要望はあります。検査日から3カ月前後までは大丈夫という、総合事務局からお聞きしたらそういう返事をいただいています。うちの場合、フェリーが5月4日で、今は4月のゴールデンウィーク前に検査が終わるということでやってみて、クイーンが7月ですので5月のゴールデンウィークが終わってから整備しているところです。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

それで皆さんは1月定期ドックという部分に関しては、今現状は厳しいということですよ。そういうことですよ。その話を私も住民の方々からも結構相談を受けておまして、ただやはり就航日の問題で検査、いわゆる就航日からさかのぼって3カ月だと。5年間はたしか前もっての3カ月、5年以降は後ろ3カ月が検査可能になるというふうにちょっと聞いていたものですから、次のいわゆる建造日にしっかりとその照準を合わせて、1月に入れるんだったら1月、3月には就航しましょうという話の説明をしているんですが、そのような認識で問題ないんですよ、よろしいですよ。そのように私は一応説明をしているんですけども。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

新造船計画につきましては先ほどおっしゃったとおり、できるだけではなくて確実に冬場にドックができるように建造計画をして、議論しながらそのようにやっていきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。かなり皆さん気にしているらしくて、近日中にたしか商工会のほうも自治体のほうから要望に、村のほうに来るということで情報は聞いていますので、しっかりと説明をしていただいでですね、その件はですね。理解していただけるように説明のほうをよろしくお願いします。あと現状で今、高速船と

フェリーの2隻体制をとっていますけれども、これは今後も継続して維持していくのかどうか。なかなか今は難しいと思いますけれども、ただ、これをもし維持するのであれば船の大きさですね。フェリーと高速船を今後どうするかとかですね、そういうふうなのは平成27年にはフェリーが就航するということでありますので、早々にこの議論もして詰めていかなければいけないと思うのですが、この2隻体制を維持するのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今までどおり2隻体制でいこうと考えています。なぜなら、かなり不便を感じると思うんですよ。今はもうクイーンがあるおかげで日帰りも可能ですので、これが1隻になると…。それにまた先ほどもおっしゃったように船も往復しないといけないし、今以上に。速力も大きくしないといけないし、また港関係もあるものですから、2隻体制で今後も。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。そうするとですね、この平成27年度に建造するフェリーですが、フェリーの大きさですけども、本来であれば波ですね、欠航率を改善するために船を大きくするべきだという意見が多いんですけども、実際問題、阿嘉港の問題がありますし、今は泊港の問題もあります。泊港の問題もあります。泊港はちょうどフェリーの大きさちょっぴりだと思いますので、これ以上フェリーを大きくするには港の問題が出てくると思うんですが、フェリーの大きさはどう考えていますか。もしくは改善委員会の中で大きくしたほうがいいのかとか、そういう意見が出ていないかですね、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

船の大きさですけど、一応今は予測ですけどフェリーけらまぐらいの大きさ、449ですか。去った4月にフェリーとかしきが来たときに、向こうの船長から聞いたら阿嘉の港は大丈夫と聞いております。問題は泊港になると思うんですけども、船員さんに聞いたら5メートルまではないんですけど、10メートルちょっと伸ばすと向こうの港の整備をお願いしないといけないのかなという話もお聞きしています。だから、以前にもフェリーができるときに要望を強くしたんですけども、なかなか向こうの考えとして何か那覇港に移るとか何とか言って、まだそれがごたごたしているので、今後また新たに詰めて、その係船するまで10メートル、15メートルができないかどうか港湾と調整してまいりたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

那覇港に移す移さないの話は村長のほうがよく情報は持っていると思うんですけども、現状で那覇港に移すのはなかなか難しいと、基地がいつ、那覇港の軍港がいつ返還されるのかもわからないし、あと船員に話を聞くと、結構大波が向こうは入ってくると。ですから、台風のときは逆に那覇港から外に避難に出さなければいけない状況ですよというも聞いていますので、泊港で踏ん張るしかないと思います。我々としては、そこでフェリーを大きくする場合ですね、港、今は泊港、フェリーをとめているバースは川側のほうに伸ばすことはできないということを知っています。ただ、もちろん河川の河口をふさぐわけにはいかな

いということになると思うので、じゃあビットをとるためにですね、ビット部分だけちょっと柱のほうを伸ばしてくれないかということもあったんですけども、それも実質、川の河口付近ですから流れにフェリーがあおられて、どうも頭の部分が振られて着けられないだろうという、これは現場の意見ですけども。あとスラスタの部分にごみが巻くとかですね、そういう話を聞いた上で可能性として、じゃあ何があるのかといろいろ船員と私ら若者の中で議論をしたことがあるんですけども、後ろのカーフェリーのカーデッキのタラップを下す部分、あそこだったら十分に削ることは可能だろうという話を実はしています。今、実際問題、座間味に送る車がとめられていますよね。そのカーデッキの後ろのゲートを降らしたときに。だから、私はそれも10メートルぐらいまでだったらあそこを掘り込んで全然問題ないんじゃないかなと思っています。ぜひ港が問題があるから、または同じフェリーの大きさにしなければいけないという議論がないようにですね、こういういろいろな選択肢を提案しながら、早目に那覇港管理組合とも調整していただきたいと思います。那覇港管理組合は、課長どんな感じですか。例えば何か意見を述べたいときとかですね、ちゃんと連絡したら何か会議に呼んでもらったりとか、もしくは総会に呼んでもらえるとか、そういう話し合いの場というのは持てるんですか。那覇港管理組合に要望を出す場合、そちらが那覇港管理組合の理事会だとか、あと総会とかで発言する場を与えられているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御質問ですが、そういう場での発言を許されているという場面は今のところはございません。ただし、この港湾といいますか那覇港の整備計画につきましては平成10年ごろだったと思いますが、那覇港整備計画というのがございまして、先ほど離島航路はみんな那覇港に行くよみたいな話もその中に書かれているんですね。その辺の問題点といいますか、計画の中身をもう一度検討していただきたいという申し出は行っております。これは私が行っていると言いますよりは、南部離島町村長議長連絡協議会という組織がございまして、そこで議論をさせていただいて泊から那覇に将来的に行くことに対しての不安、できれば今の場所がいいとかですね、あるいは歩道に屋根を今の北岸につけてくれとかですね、そういういろいろなこと、それから陸電装置を一括交付金でつくってくれないとか、そういったことは、そういうところの折衝で今、要望を1回目をさせていただいております。年末にも行く予定でしたが、先方の日程の都合がつかないということで年明けに再度、一括交付金を活用した、ちょっと話はずれるかもしれませんが、泊港の整備計画についての要望を私と議長が行く予定になっております。これはまだ日程が決まっておりますが、そのような形で議会の中でではなくて、別の場所での折衝ということで、これは県知事に直接行く予定になっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。那覇港移動は断固として拒否をするということでよろしいですね。議長もよろしくお願ひします。

最後に船舶建造委員会ですね、平成27年度に建設するということから、年が明けてもう平成25年になりますから、早々に立ち上げて本当にいい船をつくるためにいろいろな議論をしなければいけないと思います。予定としてですが、この建造委員会の立ち上げを課長、いつから立ち上げますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

今、その要綱を内部で調整して、できるだけ4月からスタートしたいんですけども、多分4月もまた調整しながら5月までにはスタートできると思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。5月ですね。やはりいい物をつくるためにはですね、いろいろな方々のメンバーの意見を、聞いて反映させてつくるのが一番だと思いますが、なるべく現場の人間も入れて、あと若い人間も入れてですね、本当にいい船をつくっていただきたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。メンバーの選出の件もですね。よろしくをお願いします。

それでは次の質問3番目です。古座間味の森林体験施設についてです。現在、北浜ビーチ施設は契約により5年更新になっているようですが、古座間味ビーチ森林体験施設はどのような契約になっているのかお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

古座間味の森林体験交流促進施設については、施設使用申請書を提出させて許可証により現在、使用させております。現在2名の方が施設を使用していますが、期限は1年で毎年更新をしている状況です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。古座間味の場合はですね、大分長い期間2業者がずっと使用している状況が続いております。私のところにも村民から相談がありましたが、どうですか、行政にも村民から現在の10年以上続いている占有使用について何か話だとか、あと相談だとかありませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

担当課のほうにも現在使用している方々が10年以上も入っているということで、ぜひ地域からも応募してほしいという、そういう声は何件か来ております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変夢のある施設なんですよ。若者だとか、あと独立開業を目指すものにとってはですね。施設自体はありますからインフラ投資もなく、あと低価格な設備投資のみで、すぐに開業ができるという、本当に夢のような施設です。やはりですね、公共という部分がありますから、ぜひ村民にこれは公平にチャンスを与えてですね、そこではもちろんしっかりと稼いでいただいて、また雇用の創出をしてもらうということが、私はこれは当然のことじゃないかなと思うのですが、どうでしょうか、どう思われますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まさにおっしゃるとおりで、現在借りている方々が10年以上という長い歳月使用しているものですから、それぐらい使用すると法的なものが出てきて、これは既得権というところも発生します。それで、すぐには応募しますよとか、あるいは出て行けとか、そういうことが今は言えない状況なので、ぜひ現在使用している方々の理解も得ながら、まず一つのテーブルについてじっくり話し合いを持って、皆が公平に使用できるよう話し合いを持っていきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

そうですね。もちろん既得権があります。もっと大事なのは生活がありますので、まず最初に話し合いの場を持つと。で、こういう声がありますよと。村民から。あと議会からもそういう質問が上がっていますので、ぜひ理解していただけませんかという、まずはテーブルに座って話し合いの場を最初に設けていただきたいというのが今日の一般質問の私のこの部分の趣旨でございます。そこで営業の猶予期間、しっかりと先方側に納得がいく猶予期間を設けていただいて、最終的にはニシ浜ビーチと同じような5年という期間を設けていただきたいということで、私としては、ぜひそれで不公平感の是正をしていただきたいと思っております。ぜひこの当事者である2業者と話し合いの場を、大まかで構いませんいつごろ、これまでにはやりましょうと、この件に関しては私も2回ほど質問をしておりますので、めどだけ教えていただけますか。そうすれば…。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

大変重要なことですので早い時期に、遅くとも年度内にはきちんと方向性を出せるようにしたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。早いうちということで、民主党政権のようなことになっておりますけれども、早いうちということで3カ月以内というふうに思っていますが、早目にですね、この席を設けてください。よろしくをお願いします。

それでは最後です。泊港バースの不正使用業者についてです。私は写真をとっていますので、配ってぜひごらんください。資料は届いていますか、大丈夫ですか。この画像はですね、これは9月の中旬ぐらいの画像です。写真ですね。ごらんになっておわかりのとおりクイーンのはバースです。手前のほうがとかしきですね。マリンライナーのバースでして、ちょうど真ん中にコンテナロープで渡嘉敷と座間味のバースが仕切られているんですね。その反対側とタラップの間から、このときは大体80人前後の観光客がこのクルーザーにどんどん乗っていっています。夏場の多いときですと、クルーザーが3隻入ってきます。大体200人から300人をピストンで輸送しております。何が申したいかと言いますとですね、我々、座間味村、渡嘉敷村が頑張って観光客を誘致しようと、本当に頑張っているんですが、その横から近くて安いという名目でナガンヌ島に観光客が年間30万人運ばれているという状況が実はあります。これが現実です。なかなか座間味にいと私たちは高速船の出る時間、入る時間、こういうのは見られないんですけども、このときたまたまちょっと高速船で送る方がいて、私が送った後に、その後ろにライナーも出て座間味のクイーンも出たのにもかかわらず、何でこれだけ浮き輪を持った観光客が並んでいるのかなと、ちょっと不信に思っ

見ていたら、この写真がとれました。すみません、質問に戻りますけれども、高速船クイーンざまみ、出航後、全く関係のない業者がバース及び北岸の待合所を使用している状況です。今現在、このバースの使用契約がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。現在、使用者料を管理しておられる那覇港管理組合に申請して、それを審査した上で使用者側に使用許可が出る仕組みになっています。契約ではございません。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。これからいろいろ調べなければいけない部分もあると思いますので、なかなか安易に発言ができないと思いますが、聞きたいのはですね、この今のバースを使用している業者ですね、お配りした写真。この状況はですね、これは違法なのかどうかをお聞きしたいんですね、現状としてですね、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

はっきり申し上げて違法と那覇港管理組合の業務課の職員が言っていました。ただ、この1年間許可証を出していないというお話でした。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

そうですね、問題はそこです。今後課長この対応をどのようにとるかですね、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

議会後、所長を通してこの写真でもって那覇港管理所に、向こうに行って、そういうのがありますよと連絡していきたいと思います。その後は向こうにまた電話を入れていただいて管理体制をするようにお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

大変よくわかりました。遅くとも1月までには、この件を解決していただきたいと思います。というのは、これからは春休み、ゴールデンウィークが始まってくるとですね、本当に多くの観光客がこのナガンヌ島の観光目当てに並ぶわけですよ。待合所もどんどんそういうふうにならされていきますから、待合所に待っていますよ、今。このナガンヌ島への方々が。そこで我々の切符の販売にも影響が出てくるという状況にもなりかねないんです。そこを一番心配していますので、早急にこの件を解決していただくようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

これで宮里祐司議員の一般質問を終わります。

続きまして、1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ことしもあとわずか、10日余りとなっております。いい年であったのか、反省すべき年であったのか、それぞれ思いがあると思いますけれども、何と言っても議会も12月議会、これで最後の議会です。そして一般質問の最後、ひとつよろしくをお願いします。

まず、3点のうちの1点、防災への取り組みについて。東日本大震災以来、何度か質問させていただきましたが、一向に取り組みが見えません。現時点における、防災への取り組み状況についてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、防災に対する行政事業、大変課題がたくさんありますので地道にできることからやっていっているところではございますが、まず県の地域防災計画が改正されまして、津波に関する項目が充実しました。それに伴って各市町村も地域防災計画を改正するというので今、一括交付金を活用して入札の準備をしているところがございます。そして今、一向に見えない部分の中でも限られた予算でやるべきこと、ハード、ソフトそれぞれのバランスをとってやっているところでもあります。まず1番にですね、阿佐地区の避難道路整備事業についてはですね、阿佐地区の旧道を活用して一括交付金で観光道路にもなり、また避難道路にもなるという部分で整備を進めているところです。今は設計の入札を終えたところだと承知しています。

続きまして離島防災備品設置対策事業ということで、これもまた一括交付金を活用しまして4,500万円程度でアルミコンテナから防災に関する備品等の備えをしようと今、入札の準備をしているところがございます。

続きまして非常時持ち出し品の配備ということで、これはソフトです。職員に対して村長訓令を発しまして、これは平成24年3月に発しました。みずからの世帯で必要な備品の調達を絵をもちまして示しまして、これらを必ず

玄関口やら枕元やらという形で配備をするようにということで、村長訓令を発しているところです。

続きまして4番、親と子のお天気教室の開催。これは座間味港からの要請があって、7月11日に沖縄県気象台と共催で総合センターでお天気教室を開催したところであります。

続きまして沖縄県地域防災リーダー、防災士の養成・研修会への派遣。講習会費は県が持ちますということだったので試験の受講料、そして旅費についてを村が負担しまして、県の企画に乗りまして7月の2日間、研修会へ座間味区長を派遣し、防災士の資格に合格しているところがございます。

最後に、沖縄県広域地震・津波避難訓練の実施ということで、去った11月5日に県が行う全県の防災訓練に連動しましてですね、本村も要綱等を整備し構築を促し、3校が自主的にもやっていただいて、関係機関の協力のもと、それぞれの津波対策としての避難訓練を実施しております。あと1点はですね、住民課長で要支援の部分の整備をしていますので答弁させたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

今年度に要援護者システムというものを入れまして、災害のときにだれがだれを助ける、そしてどんな避難経路があるということをお知らせする台帳なんですけど、その中にメールの配信を入れてですね、災害とか避難があったときにメールで、携帯メールで個人にお知らせするようなシステムを今考えておりまして、

今年度中に整備して次年度に一括交付金を利用して台帳のほうを委託して作成することにしております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

今、総務課長からいろいろなことが並べられていましたけれども、前にも質問をしたんですけれども、やはり住民の意識だと思うんです。意識づけ。防災じゃなくて減災。それが全然行き届いていないような気がします。というのはですね、これも前の話なんですけれども、行政で無理してやるよりも、早く村民への5カ字に自主防災組織を組織化して、その中で幾らか助成金をあげて、みずから避難道路、それから海拔の表示とかをさせる。そして一番大きいのは、みずからの観光客をどこへどう誘導するかというのは、別に皆さんにやれと言っているんじゃないですよ。そういったものが全然動きが見えない。先ほど渡名喜村の話が出ていましたけれども、標識が立派にされていて、それから海拔表示も数カ所見れました。去った11月5日ですか、防災訓練をしたと聞いたんですけれども、去った11月7日に臨時議会がありました。臨時議会の前に、11月1日ですけれども、私たちは渡名喜村で議員研修会があったんです。その議員研修会の会場で、渡嘉敷の議長から11月5日に防災訓練があると聞いたんです。我々は村では聞いていなくて、渡名喜に行って渡嘉敷の議長から聞いたんです。実はその臨時議会の7日の前の5日はですね、全員協議会をやるとういう、いわゆる皆さんから提案される議案について全員協議会をやるとういう思惑があったんですけれども、渡嘉敷で防災訓練があるんだったら、私はそれに参加するとういうことで全員協議会を断ったんです。5日の日はお流れになっていますけれども、さて島に戻って来ました。5日に防災訓練をやるとういう張り紙があったんですけれども、我々より先に渡嘉敷では村、当局、議会が一緒になってそれに取り組んでいるのがうかがえて、ちょっと寂しい気がしたんです。総務課長、11月5日の防災訓練、参加者と避難場所への参加者、避難するまでの時間、そういったものの実績と検証をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それでは申し上げます。まず高月山には20名程度の住民が、そして学校、座間味校が86名、車10台も出たと。そしてその時間についてはですね、タイムをストップウォッチで計ってはいませんが、かなり感想としては高月山がきつかったとかですね、やはり勾配がきついのでかなり時間はかかったと思いますが、おおむね100名の方が避難しております。阿真地域は40名程度、座間味区側からは10名が避難した。阿真から避難所まで歩いて10分かかりました。坂は急で高齢者の方や足の不自由な人は無理ですねとういう感想ですね。古座間味シビリですか、シビリへは37名、車が3台出たようですね。すみません、観光客3名も協力したようです。そして車15台、バイク1台があったとういうことです。そして、阿佐旧道については13名、チシ展望台は19名、観光客2名も協力しています。車6台があったようです。阿嘉校体育館には住民76名、学校関係者37名、これも100名を超えております。慶留間空港については住民15名、学校関係者23名、住民トータルとしましては220名、学校関係者146名、観光客5名、総勢371名です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

津波の避難場所にまだ学校が指定されているんですか。座間味の学校が。津波の避難場所に座間味の学校が指定されているんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

私どもの地域防災計画ではですね、津波に関する記述が弱いんです。暴風雨の避難場所というのは公民館とかそういうことになっています。そして津波についてはマップで高台に、展望台、高台に逃げるというふうになっていて具体性がないものですから今回、地域防災計画で具体的な避難場所というふうに考えています。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

この間の11月5日の避難訓練は、地震があり津波の避難訓練だと聞いていますけれども、学校は高台という2階に上げるんですか。津波の場合には高台へ避難するように。これですね、東日本大震災のときに学校の裏の音楽教室かな、違う。中学生の、そこにたくさんの方が避難されていました。あのときの避難を想定して、今後、津波の場合には学校じゃなくてももう少し高台にというふうな話を聞いた覚えがあるんですけども、全然それが活かされていないような。その津波で学校に避難するということがどうかなと、活かされていないような気がします。それとですね、私はンビリと一緒にいったんですけども、同居している92歳のおばーを連れていったんですけども、約18分です。自力で上がっていきまされたけれども、そこにですね、先ほどおっしゃっていた3名の観光客がいました。津波と言うと日本語なんですけれども、世界中の恐怖用語になって、それで外人は津波と聞いたものですっ飛んできたんですよ。ところが島ンチュは動いていない。なんでこれぐらいしか集まっていないんですかということ、逆に外人から言われたことがあったんです。それぐらい津波というのは世界中を驚かせる非常事態の用語になっているんですけども、さて、それぞれ先ほどから避難路の話が出ていますけれども、実は座間味校の東側の校門から海に向かって行く通り、いわゆる村長のお家の近くより東側。そこに住んでいる人たちが高月山に行っているんですよ。古座間味に上がったほうが近いんです。5分の距離もないです。わざわざ向こう側から高月山に行くんです。それこそ、さっきから言っている意識の問題。その意識が全然、村民に行き渡っていないんです。訓練であるにしても。だから、それをどういうふうに検証したかとさっき聞いたんです。避難場所とそれから3カ所の報告は聞きましたけれども、どういうふうに11月5日の防災訓練、いわゆる津波の避難訓練、どんな検証をされましたか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、避難場所にどれだけの人間が行くか。そしてまず、そこにおっしゃったこの訓練を通しましてですね、より近いところからより安全なところに逃げるというのが最短距離で行けるわけですから、そういう誘導の仕方を今後検討しまして生かしていきたい。そして今、私どもの地域防災計画がそういうきめ細やかな避難の記述になっていない部分は、これは今回の大震災を受けて津波に関する項目をより充実しないといけない部分ですので、いろいろなリーフレット、パンフレット、そして掲示板ですね。そういうものに生かして周知徹底。そして先ほどから言っている観光客、外人、当面はこういう看板になりますけれども、私どもは一括交付金で行政防災無線の内容の充実したスピーカーだけではないメールへの配信とかですね、またいろいろなITを活用した配信についてもより多様な避難の誘導ができるかどうか検討していきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

先ほどの避難路、数の実績からすれば、この村は半滅。全滅ではなくて半滅。それです。11月5日の避難訓練を、防災訓練を渡嘉敷の議長から耳にしたと。11月1日に聞いたんですね。それ以前は我々は知らなかったということなんですけれども、渡嘉敷村は既にこの大震災以来、私の記憶では1回はやっていると、避難訓練を。それから12月11日にはですね、年末年始にかけての消防団の訓練も済ませているんです。しかも女性の隊員も含めてちゃんとした制服、消防団の制服を着せて。そういった取り組みが隣村では敏感に反応しているにもかかわらず、この村では先ほどから言っているように一向に村民への意識が伝わっていない。もちろん一括交付金を使って何千万円か、もう1億円近いお金を準備していると伺っていますけれども、先ほども同僚議員が言っていました。非常食は生きた人が食うもの。いかに災害を防ぐか、生きていないと非常食までありつけないので、それをもう一度検証して減災というんですか。本当に我々ができる分は次に手伝いたいから言っているんですよ。地域に自主防災組織を結成させて、そこでみずから住んでいる人はわかるんですよ。一番避難経路は。そういったのもぜひ支援してですね、協力していただきたいと。それから住民課長が先ほどおっしゃっていたメールはだれに行くんですか。おじー、おばーにですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

メールは個人に行きます。登録された方ですから、もちろん高齢者の方でも携帯をお持ちの方には配信することになります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

それは要支援の例えば支援者などが登録していたら、災害に備えての非常事態のメールが行くということですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

はい、そうです。次年度ですね、個人のお宅を回って全員の方にメールの登録をするかを聞いて、非常時にメールが配信できるように村民全体に流すことになっています。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

多額の金を投じてそれをやるよりは、大事ですよ、大事ですけども本当に金を使わない、あまりかけないような方法は部落に自主防災組織をつくって、みずからの手で訓練をさせたほうがいいと思います。これで防災への取り組みについてはひとつ終わります。

続いて一括交付金事業の進捗状況について。一括交付金の事業ごとの執行体制と進捗状況について伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

議員の皆様にはですね、横の表で一括交付金執行状況。お互い答弁書では13ページの2枚目をめくったところに一覧表がございますので、それぞれ各課ごとに番号を申し上げて、この事業は所管する事業なので、それをもって説明にかえさせていただきたいと思います。

まず、総務課からいきます。7番、ファンを育てる観光地、ポータルサイト作成事業につきましては、体制としましては総務課、そして担当は田仲係長がやっております。執行状況につきましては9月1日にプロポーザルを実施しまして、株式会社琉石が契約をして、今現在ですね。その構築に向けて担当と両方で鋭意図っているところでございます。

そして8番、歴史文化・健康づくり拠点整備事業。担当としましては宮平参事を充てています。入札はですね、測量入札、瓦れきも出るということで、のり面などが崩れるので、この部分が必要ということで11月20日に測量設計に関する入札を終えて、これは120万円程度です。本体工事については1月発注を目指しております。

飛びまして、これはまた組織的には…、12番です、すみません。サンゴ・海の花育成植えつけ事業ですが、住民課にはなっていますが、去年まで総務にいました石川が担当しております。この事業については基本的には10月に漁協から補助金申請があつて、10月19日に補助金交付決定をしております。先週、本部町でのサンゴのシンポジウム、そして恩納村の現地視察等も実施して、今、鋭意努力して事業を進めております。

続きまして15番、島チャビ解消移動手段安定化対策事業。これは総務課、私のほうで担当して今、執行については垣花に担当させております。7月13日に補助金交付決定を株式会社アイラスからにしまして、7月、9月、10月の三、四、四半期については予算額の約4分の3を占める447万円ありましたので、今回補正でさらに冬場の欠航も予想されるので200万円の増額を行っているところでございます。17番、離島防災備品設置対策事業については総務課仲宗根が担当しております。1月入札。公募、告示に向けて今、調整を済ませております。4、500万円程度のリストアップについてはもう作業は済んでおります。

続きまして18番、離島防災計画書策定事業ということで、指名業者の選定は終えて12月26日、来週になりますけれども、現地説明会。1月上旬に入札の予定になっております。

続きまして21番、美らしまづくり花の森整備事業。これにつきましては総務課高江洲を担当に充てております。今、業者から見積りをいただくと予算をはるかに超える額になっていまして、この圧縮、また調整、次年度もあわせていろいろな精査をしているところで、1月委託調査を発注する予定になっております。総務課は以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

続きまして住民間のほうの説明をさせていただきます。ナンバー3、ハートフルサポート基盤整備事業。担当は私のほうでさせていただきました。8月2日に補助の決定をいただきまして改修に入りまして、10月1日、施設の事業の方を開始しております。お支払いのほうは10月21日、あす支払うことになっております。失礼いたしました、12月です。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

公営企業としましては13番と14番ですね。13番は去った11月に皆さんの協力のもと、無事11月

9日に買い取りを終了しております。14番の内航路対策事業として、これは内航路2人分の賃金です。これは3月31日まででありますので、その後の決算というふうになる見込みでございます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

それでは産業振興課なんですが、まず4番の観光受入拠点事業。これは観光協会への補助金として2,000万円予定しています。そのうちの1,000万円は支払いをしております。

次、5番目の座間味海域安全隊事業、ライフセーバーで1,000万円なんですが、この1,000万円のうちの800万円がライフセーバーの委託金。200万円が水上バイクの代金です。水上バイクについては8月1日に購入済みです。支払い状況の600万円については、まず800万円のうちライフセーバー委託の800万円のうちの400万円については前払いしておりますが、あと残りの400万円につきましては報告書、その提出を受けて支払いをしようと思っております。

次に、頑張る観光支援事業。これは1,130万円。これは発電機の200万円、それから多言語パンフレット制作で80万円を予定していますが、そのうちの40万円は支払いをしておりますので、現在は240万円支払いがあるということです。

次に10番の慶良間海域を活用するダイビング事業者の利用ルール設定事業。これは午前中の一般質問でも答弁したとおり、今年度実施が難しい状況にあります。

次に、鮮魚美食事業。これは座間味漁協さんに委託しておりますが、全体で2,497万9,000円のうちの1,124万円については前払金として支払いしております。

16番の阿佐地区避難道路整備事業。これは10月3日に設計の入札をしております。工事発注は1月になる見込みです。なる予定です。

それから19番の外来植物根絶事業。これは村内の業者、2業者に座間味島、それから阿嘉・慶留間島をお願いしているところなんですが、現時点でモクマオウの伐倒数、そして座間味島で現在約700本、それから阿嘉・慶留間におきましては約450本、今、伐倒しております。

20番の美ら島環境整備事業。これは座間味島、計上しているのは座間味島のクリーンセンター。小型ごみ焼却炉を、実は先週設置しました。それと下のほうのユニック車、車両については現在発注中です。産業振興課については以上です。ユニック車フォークについては現在発注中です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

野崎 進教育課長。

○ 教育課長（野崎 進）

教育委員会です。教育委員会は1番と2番。1番は学校施設環境整備事業。2番は座間味村特殊文化継承事業であります。担当は私がやっています。学校環境整備事業については座間味校、阿嘉校、慶留間校、そして離島総合センターの4室のクーラーの取り付け工事です。きのう入札が無事に終わりました。ありがとうございました。

もう一つは、座間味村歴史継承事業で、内容は座間味村の民話の発刊であります。これはですね、座間味村の民話の編集委員に執筆の編さんを依頼していく事業です。12月8日には既に編集者もほぼ終了したと報告を受けています。これから、この原稿をもとに1月中旬ごろに業者を選定して、そして冊数の作成を図り、3月初旬には完了したいと考えています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

大変ありがとうございました。聞いていて、これは我々が聞いてもわかりづらいのを、村民が聞いたらどう理解できるのでしょうかと思いますけれども、特にですね、外来植物根絶事業とか美らしまづくり花の森整備事業とか、先ほど話が出ていたライフセーバーの中身についても、非常にわかりづらいんです。美らしまづくり花の森整備事業、今を聞いていると中身が全然わからないし、それから外来植物根絶事業も、ただむやみにモクマオウを倒せばいいのか、実績が座間味が700本、阿嘉・慶留間で450本とありますけれども、これは発注するときに事業を採択してですね、ぜひ一つ一つホームページか何かで中身を公開していただきたい。ちなみにですが、石川君がやっている仕事なんですけれども、業務委託仕様書というのがあるんですね、事業の目的とか。そういったのをつくっているんですよ。これに基づいて委託契約するんですよ。だから、こういった仕様書の中身からピックアップして、この事業がどんな事業であるというのを21事業、それをやってもらうと。金額がどうのこうのじゃなくて、何をやっているのかわからないんです。そういったのをぜひオープンにさせていただくと理解が得やすいと思います。我々議会でも何回も総務課長が親切に6月、9月、12月と縦書きでつくってくるんですけども、さっぱり中身がわからない上に、進捗状況でモクマオウ700本と言われても全然わからないですよ。それから美らしまづくり花の森と言っても、どこに何を、どんな花を植えるかも今聞いてもわからないのに、村民は余計わからないと思います。ぜひ今年度の実績ですね。この仕様書の中から、この事業は何をする、どれぐらいの規模で花は何を植えるとかですね、というのをぜひそれぞれの事業を明らかにしていただきたいと思います。村民から聞いてくださいと言われて私は聞いているので、村民にわかりやすいように伝えたいんですけども、今のところは伝えようがないということです。ぜひ発注前に、仕様書を皆さんはつくっていると思うので、それをオープンにすれば簡単だと思います。

それから一括交付金事業の一環で、これは離島の、ここから往復で渡る人たちの船の半額は何という事業ですか。県の一括交付金の事業で、島から出るいわゆる旅客の輸送、往復運賃が大きく軽減されております。提案ですけども、今度はぜひ車両の往復運賃を軽減できないかと、これも住民から強い要望がありました。というのは景気の低迷で貨物の輸送というか、那覇からの車両輸送もこの時期、大分落ち込んでおります。それを無料じゃないですよ、村民がシーズンオフに買い物に行ったりとか、那覇にいろいろな用事も含めて行ったりする場合、どうせ空いているフェリーだったら、そういったのも車両の往復がこの一括交付金事業を利用してできないかということで、村民の利便性、それからせっかくカーデッキが空いているんだったら、うまく使ったらいいんじゃないかというようなことで要望がありました。これは総務課長、お願いします。

○ 議長 (中村秀克)

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長 (中村秀克)

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長 (宮里 哲)

事業主体がどこになるかとかですね、財源の内訳がどうなるかという話は出てくるかとは思いますが、この件に関してはほかの自治体がやっております、これは前向きに私も検討しているところでございますので、ぜひ新年度予算で実現できるように頑張っていきたいと思っております。

○ 議長 (中村秀克)

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

緊急動議で補正予算を認めますので、ぜひ1月からこの予算を組んでいただきたいと住民からの強い要望がありました。よろしくお願いします。

それからもう一つ、平成25年度の一括交付金の予定額、それから平成24年度に当初でやった一般の公募の予定はありますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今ちょっとかつで、平成25年度分はですね、今年度分の進捗の資料は用意していません。平成25年はですね数字の細かいことは申し上げられませんが例年通り、政権が変わっても同じように県関係の予算が急に変わるということはないということで、例年通りの体制でやります。そして当初に職員から集めた提案、それと関係機関と意見交換をしてきて集めた提案、そして公募をして集めた提案、まだまだ21事業しかやっていませんので、芽が出ていない部分があります。そして継続すべきものがありますね。継続は継続で生かして、なおかつ新規枠がどれぐらいになってどうするか等いろいろありますが、いずれにしてもこれは門戸を広げてですね、来年すぐやりますの約束ではないんですが、常にアンテナを広げて住民からの要望等を聞くというのは必要かと思っておりますので、いろいろな方策を検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

この一括交付金事業がある間に何かをしないといけないというよりも、私は前にも話したんですけれども、ぜひ歴史資料館の資料収集。我々が元気なうちにやらないと、このお金があるうちにやらないとできないと思います。それから一般公募については私たちのホームページ、去年の3月末締め切りのものがそのままホームページにアップされたままじゃないかなと、多分一週間ぐらい前まではそうでした。平成24年度の一括交付金の一般公募ということで、3月締め切りのものがそのままだと思います。ぜひ平成25年度についても一般のアイデアをたくさん公募していただいていい事業、そして私からは、ぜひ歴史資料館の建設に向けて、資料収集についてはソフトだから何とかできると思います。それもお願いしてこの件については終わりたいと思います。

次に、港の管理と適正利用について。村の玄関であり観光や水産業の基地である座間味港及び阿嘉漁港の管理体制と利用状況について伺いたい。これまで座間味港の適正利用については何度か質問させていただきましたが、このたび座間味港の放置船の処理に当たり、課長、大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。さて今回は港の管理と適正利用についてを質問させていただきます。

まず、阿嘉漁港の放置船、沈没船についてです。もともと阿嘉漁港においては村内、他の港に比較して放置船が見当たらず、管理が行き届いておりましたが、去った9月29日、台風17号により係留中の1隻の船が沈没したまま長い間、放置されたままでしたが、その処理について伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

阿嘉漁港の放置船の処理についてお答えします。去った台風17号により阿嘉漁港内で船舶が沈没し、その後、放置状態が続き、漁港利用船舶に支障を来しているとのことで、船舶から所有者へ片付けをお願いし

ましたが、村からお願いしましたが、なかなか聞き入れてくれず、こちらとしても関係機関、これは南部土木事務所あるいは海上保安庁のほうにも報告をしましたが、所有者の方に責任を持って片付けてもらうようにとのことでした。それで、実はきのう阿嘉区民の方の協力を得て陸揚げをしております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

12月14日の一般質問なので、きのう片付けているというのは台本にないものですから。きのう片付けたんですね。この件については台風から50日が経過した去った11月19日、水産庁職員というのは全国豊かな海づくり大会に向こうの課長クラスが来ていたので、その随行で県の漁港漁場課長が阿嘉漁港に見えました。11月19日です。そこで、全然片付けられていないと私は分かっていたので、水産庁の職員に見せるわけにもいかず、あえて案内すると皆さんの立場もあるので、帰りにそと漁港漁場課長にこの件の片付けの協力について聞いてみたんです。そうしたら、課長は全然初耳だと。50日も放置されたままなのに県の漁港漁場課長は初耳だというふうなことでした。さきほど保安庁や農林土木事務所に処理をお願いしているということだったんですけれども、肝心の県の漁港漁場課長は聞いてないんですね。その連絡体系をもう一度御報告をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

県のほうに連絡した日にち、日時等については担当部のほうからは聞いていませんけれども、実際、担当のほうは県の担当と電話でやり取りをするのは私も確認しています。県とそれから保安庁のほうですね。これは確実に担当のほうでそういう連絡はやっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

それが県の担当から県のいわゆる農林水産部の管理のトップである漁港漁場課長の耳には届いていなかったということで、課長はですね、漁港委託費をアップさせて、処理費用を充てましょうかというぐらいまで言っていました。ところが、この処理費で処理すると、当事者は手をたたいて喜んで、このまま終わりになるんじゃないかということで、私も余り乗り気にはならなかったんですけれども、ただですね、さらにいつまでも放置されたままでは年末年始の人の多いときに、見た目も悪い状況を本当にさらすような状況になるかということで、きのうはですね地元の漁民やダイビングサービスの方たちが見るに見かねて、本当に率先して片付けたと言っております。このことについて、例えば曳航する船を使っています。それからダイバーが入ったと思います。これについてはどういうふうに、そのまま見過ごすんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

今回は阿嘉の区民の方に協力をいただいたことに対して感謝いたします。通常、こういう船の場合には村が費用を出して片付けるとか、そういうものではなくて、やはり良心的なものがあると思います。そういう片付けにかかった費用というのは、これは本人が船舶の持ち主者である本人が支払いをするものと考えます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

地元の人たちが全員で夜、見た目が悪いということで、イメージが悪くなるということで全員で片付けているのを村が間に入ってでもいいから、ぜひ請求するものは請求してですね、苦勞した人たちにお返ししていただきたいと思います。それから、船揚場に揚がったままです。あの船は転覆したまま引っ張ってきて、船揚場の下で起こしたら、エンジンが落ちたんですね。それをダイバーが潜って4トンのユニックでエンジンを上げたという話なんですけれども、揚がったままの船の船室は軽油でいっぱいしています。それで雨が降ったら油は水より軽いので、そのままスロープに伝わって海に行きますので、あれをそのままにしていたら本当に大変なことになります。ぜひ急いであの船に入っている分の廃油、ドレーンプラス廃油、どうにか処理しないと今晚にでも雨が降ったらもう正月どころじゃないはずですよ。

次に阿嘉漁港のダイビングを含めレジャー船がふえておりますが、漁船とレジャー船のすみ分けを検討していただきたい。これも向こうの漁民側からの要望です。ちなみにですね、先ほど来、話に出ている渡名喜島の港を見たんですけども、石積みのところの利用というのはほとんどうちでもできないんですけども、石積みの内側に長いポンツーンつけているんですね。だから、阿嘉も漁港の南側、沈みがありますけれども、あそこもあれに並行してポンツーンをつけると、いわゆるレジャー船のうち仮どめにはなるんじゃないかなと思います。ぜひこれも検討していただきたい。座間味港ではですね、あそこの新しい西側の古座間味に住民票は村にあるかもしれないんですけども、ほとんど村にいない人のヨットが1隻係留されています。近ごろ阿嘉にもカタマランのヨットが入ってきております。これも区民の中ではだれのか、いつまでもここにいるのかというような不安が募って、我々のところにも声が来ていますので、ぜひこれがさっきのすみ分けをしてですね、どうぞ出ていってくださいとか、どうぞここへ移動してくださいとかというようなことはぜひ行政のほうから、管理側としてちゃんとしていただきたいと思います。

2番目に、座間味港の利用状況について。まずは西側ポンツーンの利用について。西側ポンツーンについては利用者側に偏りがあるとの声が聞こえます。特にシーズンにおいて客の乗り降りだけの利用だけだと、各船の利用が図れるんですが、昼食時などを含め往来の激しい時間帯に数時間の係船が見受けられる件。さらに外来船、特にヨットが1泊以上の係船が見られ、利用に不便を来していると不満の声が聞こえます。それについて西側ポンツーンの利用についての考えをお聞きしたいと思います。

○ 議長 (中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長 (宮村英美)

今、西側のポンツーンについては特定の人がよくそこに停泊をしているということがよく見受けられるというお話がありますが、港を利用する船舶が公平に利用できるよう、その利用方法とかあるいは遵守事項、そういうのについて看板等で周知していきたいと思っております。

○ 議長 (中村秀克)

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

そうですね、ぜひ。一番利用しやすい場所なのでマナー、皆が気持ちよくできるようにマナーとかルールをあそこに掲示するなり、十分指導していただきたいと思います。それから、先ほど話した西側の新しい船だまり、だんだん利用する船が少なくなって、何か間引きされているような気がします。なぜ利用者が少なくなっているのか、どこかに不便はないのかということもぜひ検討していただきたい。先ほどのポンツーンの利用状況は一例、このことを踏まえてですね、座間味港の利用状況は各業種が無造作に岸壁を利用しているように思われます。港全体を定期船、ダイビング船含めてレジャー船ですね。それから漁船、外来船等、

すみ分けをしていただきたいと思いますが、何とか利用分けができないかというようなことで考えております。まず1つ目の定期船については、だれが何と言おうが中央のバース。それも内航路も含めてですね。それからターミナルとか案内所、広場など配置状況はいい状況にあると思いますが、問題は両サイド。レジャー船の場合には港の西側から東側まで全体的に広がっているんです。もう整理がついておりません。それから漁船については、近頃若い人たちが漁船漁業が伸びつつあり、船もふえておりますが係留場所がなく一部は東側の産業バースに追いやられている状況にあります。さらに漁船の魚の水揚げ場所の確保ができておらず、水揚げに帰ってきた船は港の中を右往左往しております。西側ポンツーンはレジャー船用、真ん中のポンツーンは定期船用、東側は給油施設、巻き上げ機、倉庫は水産課の漁業用の補助事業でいただいています。ぜひ東側ですね、漁船が使いやすいように、そして水揚げがやりやすいように、そういった利用すみ分けをしていただきたい。漁船用の給油施設ですけれども、漁船以外もできます。漁船用の巻き上げ機を設置していただけますけれども漁船以外もできます。そういうことで水産課の補助をせつかくいただいているので、あそこ側をどうにか漁船用の水揚げ場所のバースも確保をしていただきたい。それから外来艇なんですけれども、さきほどポンツーンを利用しているからということで、追い払えではなくてですね、もちろん県内最高のヨットレースを開催している場所で、大変県外から人気の場所です。そこで、その外来艇のいわゆる外来バースを早急に構想に。海の駅プランとして入れて、気持ちのいい利用しやすい港づくりをぜひ進めていただいたらいいかなと。これは提言ですけれども、これで私の一般質問を終わります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで、大城晃議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

日程第6．議案第53号 座間味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから議案第65号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてまでの提出議案の一括説明を求めます。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

よろしくお願いたします。

議案第53号

座間味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

座間味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

職員を公的法人等へ派遣するためには、本条例を制定する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

座間味村公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、座間味村観光協会との取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）
- (4) 職員の定年に関する条例（昭和58年座間味村条例第7号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和47年座間味村条例第13号）第2条第1項第2号に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
- (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状況の連絡に関する事項
(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 第2条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合
(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員のうち地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。）及び現業職員（地方公務員法第

57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)を除く。以下第7条までにおいて同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する座間味村職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員(企業職員及び現業職員を除く。第6条において同じ。)に関する座間味村職員の給与に関する条例(昭和49年座間味村条例第1号)第23条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給時期については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類)

第7条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(報告)

第8条 任命権者は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を村長に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第54号

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村職員の給与に関する条例(昭和49年座間味村条例第1号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成24年の人事院及び沖縄県人事委員会の勧告に基づく見直しに伴い、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間味村職員の給与に関する条例(昭和49年座間味村条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(住居手当)

第11条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から（公布の日が月の初日であるときはその日）から施行する。

議案第55号

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（昭和49年座間味村条例第1号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

沖縄振興特別措置法の一部法改正に伴い、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例（平成22年座間味村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3項の規定により定められた離島（以下「離島」という。）の地域内において旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された区域（以下「過疎地域」という。）内において製造の事業の用に供する設備を新設し、若し

くは増設した者に対して、固定資産税の課税免除を行うことにより、本村の産業の振興に寄与することを目的とする。」を「固定資産税の課税免除を行うことにより、産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的とする。」に改める。

第7条を第9条とし、第2条から第6条までを2条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の2条を加える。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業高度化・事業革新促進地域 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「沖振法」という。）第35条第2項第2号の規定により定められた地域をいう。
- (2) 離島 沖振法第3条第3号の規定により定められた島をいう。
- (3) 過疎 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により公示された区域をいう。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第3条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成29年3月31日までの間に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（機械及び装置並びに器具及び備品については、取得価額の合計額が500万円を超えるもの。以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者で、沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定をうけた者について、当該特別償却設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

第2条の見出しを「(離島の地域における課税免除)」に改め、同条中「離島地域内」を「離島の地域内」に、「平成22年4月1日」を「沖振法第3条第3項の規定により離島として定めた日」に、「間に」を「間に、」に、「取得価格」を「取得価額」に、「越えるもの」を「超えるもの」に、「固定資産税その取得の日の属する年の翌年（その取得の日が1月1日の場合は、その日の属する年）の4月1日の属する年度以降5箇年度分限り課税免除することができる。」を「固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。」に改め、同条を第4条とする

第3条の見出しを「(過疎の地域における課税免除)」に改め、同条中「過疎地域内」を「過疎の地域内」に、「過疎地域」を「過疎」に、「越えるもの」を「超えるもの」に、「建物」を「家屋」に、「当該建物」を「当該家屋」に、「過疎地域の公示の日」を「当該過疎の公示の日」に、「対して、その取得の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以降3年度分までの固定資産税につき、課税免除することができる。」を「対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。」に改め、同条を第5条とする

第4条中「第2条及び第3条」を「第3条から第5条」に改め、同条を第6条とする。

第5条第1号中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第7条とする。

第6条第1号中「第2条、第3条」を「第3条から第5条」に改め、同条を第8条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年3月31日以前に、改正前の座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例第3条から第5条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

議案第56号

座間味村職員の退職手当に関する条例を廃止する条例について

座間味村職員の退職手当に関する条例（昭和49年座間味村条例第3号）を廃止する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

沖縄県市町村総合事務組合に加入した時点で、条例を整理すべきであったが行われていないため、この度、条例を廃止するものである。

これが、本議案を提出する理由である。

座間味村職員の退職手当に関する条例を廃止する条例

座間味村職員の退職手当に関する条例（昭和49年座間味村条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更 及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一部を変更し、南部広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

国の広域行政圏施策の廃止及び第3次南部広域行政圏計画の計画期間終了に伴い、南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一部を変更し、南部広域市町村圏事務組合同規約を変更することについて協議したので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する。

南部広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約

南部広域市町村圏事務組合同規約（平成4年沖縄県指令総第713号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

（1）ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。

ア 広域観光事業

イ 広域文化事業

ウ 広域的健康づくり、スポーツ及びレクリエーション事業

エ 広域的人材育成及び人材活用事業

オ 広域研修事業

カ 地域イベント助成事業

キ 地域間交流事業

ク 地域産業育成事業

ケ 地域づくり支援事業

（2）広域的な振興事業の調査研究に関すること。

（3）いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関すること（那覇市及び浦添市に係るものに限る。）。

（4）南斎場の建設及び管理運営に関すること（糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町及び与那原町に係るものに限る。）。

第13条第2項を次のように改める。

2 基金は、関係市町村の出資金9億円、県の補助金1億円及び別に条例で定める積立金により造成する。

第13条に次の1項を加える。

3 基金の運用益から生ずる収益は、第3条第1号の事業を実施するための財源に充てる。

第14条を次のように改める。

（出資金の割合及び額）

第14条 関係市町村の出資金の割合及び額は、別表第1のとおりとする。

第15条中「関係市町村からの出資総額に相当する額」を「関係市町村の出資金総額及び県の補助金に相当する額」に改める。

第16条中「基金に属する財産は出資割合」を「基金に属する財産（県の補助金を除く。）は出資金の割合」に、「各出資市町村」を「関係市町村」に改める。

別表第1備考を次のように改める。

備考

- 1 出資金の割合は、均等割30%、人口割70%とする。
- 2 久米島町の出資額は、仲里村及び具志川村の廃置分合以前における両村の出資額を合算した額とする。
- 3 南城市の出資額は、大里村、佐敷町、知念村及び玉城村の廃置分合以前における4町村の出資額を合算した額とする。
- 4 八重瀬町の出資額は、東風平町及び具志頭村の廃置分合以前における両町村の出資額を合算した額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第17条関係）

区分	市町村	負担割合	
1 一般管理費及び広域的な振興事業の調査研究に関する事務	浦添市、那覇市、豊見城市、南風原町、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、久米島町、栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村	議会費及び総務費	人口割 70% 均等割 30%
		建設費	人口割 100%
2 いなんせ斎苑の建設及び管理運営に関する事務	那覇市、浦添市	管理運営費	利用実績割 100%
		建設費	人口割 100%
3 南斎場の建設及び管理運営に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町	管理運営費	利用実績割 100%
		建設費	人口割 100%

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

議案第58号

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第7号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第7号）

平成24年度座間味村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,826,985千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年12月20日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		871,709	52,000	923,709
	1 地方交付税	871,709	52,000	923,709
12 国庫支出金		82,622	△722	81,900
	2 国庫補助金	65,317	△722	64,595
13 県支出金		399,712	24,404	424,116
	2 県補助金	356,824	24,257	381,081
	3 県委託金	30,234	147	30,381
16 繰入金		67,912	3,144	71,056
	2 基本繰入金	67,911	3,144	71,055
17 繰越金		67,292	36,650	103,942
	1 繰越金	67,292	36,650	103,942
18 諸収入		12,512	22,644	35,156
	4 雑収入	12,487	22,644	35,131
歳入合計		1,688,865	138,120	1,826,985

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		335,143	89,243	424,386
	1 総務管理費	312,319	89,243	401,562
3 民生費		179,112	436	179,548
	1 社会福祉費	156,914	436	157,350

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		147,940	15,457	163,397
	1 保健衛生費	88,396	1,657	90,053
	2 清掃費	59,544	13,800	73,344
6 農林水産費		99,876	△4,911	94,965
	1 農業費	16,643	958	17,601
	3 水産業費	60,571	△5,869	54,702
7 商工費		94,516	8,094	102,610
	1 商工費	94,516	8,094	102,610
8 土木費		176,613	4,022	180,635
	2 道路橋りょう費	88,485	511	88,996
	3 河川費	10,075	182	10,257
	4 港湾費	3,684	2,544	6,228
	5 下水道費	43,237	441	43,678
	6 住宅費	1,618	344	1,962
9 消防費		129,931	10,063	139,994
	1 消防費	129,931	10,063	139,994
10 教育費		171,608	966	172,574
	2 小学校費	30,237	966	31,203
12 公債費		224,364	14,750	239,114
	1 公債費	224,364	14,750	239,114
歳出合計		1,688,865	138,120	1,826,985

議案第59号

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度 座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成24年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,657千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289,004千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年12月20日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		53,283	1,657	54,940
	1 繰入金	53,283	1,657	54,940
歳入合計		287,347	1,657	289,004

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		236,121	1,657	237,778
	1 営業費	236,121	1,657	237,778
歳出合計		287,347	1,657	289,004

議案第60号

平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成24年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ441千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,596千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年12月20日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		43,237	441	43,678
	1 繰入金	43,237	441	43,678
歳入合計		52,155	441	52,596

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		18,076	441	18,517
	1 下水道事業費	18,076	441	18,517
歳出合計		52,155	441	52,596

議案第61号

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,583千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年12月20日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		12,079	203	12,282
	1 繰入金	12,079	203	12,282
歳入合計		17,380	203	17,583

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		6,400	203	6,603
	1 漁業集落排水事業費	6,400	203	6,603
歳出合計		17,380	203	17,583

議案第62号

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度座間味村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年12月20日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		4,325	958	5,283
	1 繰入金	4,325	958	5,283
歳入合計		5,077	958	6,035

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		2,769	958	3,727
	1 農業集落排水事業費	2,769	958	3,727
歳出合計		5,077	958	6,035

議案第63号

平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ627,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年12月20日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		626,067	195	626,262
	2 営業収益	1,250	195	1,445
歳入合計		627,748	195	627,943

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		414,167	△5,854	408,313
	1 旅客費	4,960	380	5,340
	9 船費	268,866	△6,234	262,632
2 営業費用		77,399	1,973	79,372
	3 船舶備船料	5,366	△700	4,666
	4 航路付属施設費	964	264	1,228
	5 店費	67,941	2,409	70,350
4 事業税費		13,000	4,076	17,076
	1 営業外費用	13,000	4,076	17,076
歳出合計		627,748	195	627,943

議案第64号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第26号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

「座間味村行財政改革推進計画【H17-H21】」（集中改革プラン）及び「座間味村財政健全化計画【H21-H24】」を踏まえ、抑制していた村長の給与月額について、財政健全化が達成されることから、近隣村の給与水準に戻す。

また、副村長についても給与月額を規定するため、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和47年座間味村条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号の次に次の1号を加える。

（2）副村長

別表第1中「

村長	536,000円
----	----------

を

村長	581,400円
----	----------

に

」

」

改め、村長の項の次に次のように加える。

副村長	470,250円
-----	----------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第65号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年座間味村条例第27号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

「座間味村行財政改革推進計画【H17-H21】」（集中改革プラン）及び「座間味村財政健全化計画【H21-H24】」を踏まえ、抑制していた教育長の給与月額について、財政健全化が達成されることから、近隣村の給与水準に戻すため、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年座間味村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「408,000円」を「441,180円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第53号 座間味村公益的法人等への職員派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

公益法人の役場職員の派遣に対する条例についてですけれども、この条例の提出に当たってですね、これは観光協会が派遣先になっていますけれども、観光協会に職員を派遣する理由等をお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

まず観光協会なんですが、これは村が補助金等を出資してする組織であります。観光協会に対しては、これから官民一体となった施策を展開していく必要がありますが、そういう中で職員を派遣することにより組織の強化、また村との連携が密にできるということ等、それから観光協会では、これから誘客に関する事業や、あるいは新たなイベント等を展開していきますので、これまで役場が主体となって実施してきました。そういう経験を生かして、今はスムーズなそういう事業の展開が図られるのではないかと思います。そういう面から言うとやはり役場職員の派遣は重要だと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

観光協会は民間の団体として設立したわけですよね。それで今みたいにいろいろな今後の施策とか、そういった話が出てきましたけど、当初、2,000万円の予算を一括交付金で認めたときにはそういった話は一切出てこなかったと思います。その話を進める前にもう1点、この人件費はどこから出るんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

職員の人件費ということですか。これは一括交付金を活用して、それを補助金として受けて支払いをします。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

あのですね、今聞いたとおりに別役職員じゃなくても給与は一括交付金だから出るわけであって、結論から言いますと、プロパーの職員でもいいんじゃないのかということも当然、考えられることであります。それとこれは先日の指定管理者の問題もありましたけれども、観光協会、そもそも観光案内所の人件費を捻出するという形の最初の2,000万円の予算請求で、一括交付金を我々が認めた経緯があります。先日の指定管理もそうですけれども、観光協会が今後の活動についての説明も、話も我々は聞いておりません。それと観光協会そのもの、組織そのものがまだ自立した組織ではないということですね。確かに登記もされているかもしれませんが、会員数も明らかではない。人格もない意思もない、まだいままら確立されていく団体だと私は思っています。別に観光協会に対してある程度の期待はしていますけれども、そのあり方について最初から役場の一組織みたいな形のおんぶにだっこのやり方で本当にいいのだろうかということと、そういった観光協会のあり方が地域にちゃんとコンセンサスがとれているものなのかということですね。この間の指定管理の件から、地域に多少そういった話が流れまして、役場の政策、ただ要するに予算を執行してやっている組織じゃないかと、こういうことに関しては過去に21のいい面も悪い面もあって、悪い面の部分のイメージがものすごく出ていましてですね、行政が勝手にいろいろなことを進めていく、行政都合の観光とか地域づくりにならないかと非常に危惧されています。そういうこともありましてですね、これの理由をもうちょっと観光協会そのものについての説明を再度していただきたいなと思います。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

観光協会設立に当たりましては、これはこれまで、まず平成15年の9万5,000人の観光客、それをピークに毎年減少している状況があります。特に去年、一昨年になりますと7万1,000人という状況の中で、逆に事業所のほうから、こういう状況なので行政と一緒にしたそういう観光協会が必要じゃないかと、そういう声もありました。そこで事業主を集めて意見を聞いたところ、ほとんどの方が現在、その観光協会は必要だということでありましたので、それではということで、私たちはどういうふうにもまずこの会社を立ち上げようかということで、各地域の村の観光関連の事業所の長を集めまして意見を聞き、それから立ち上げた経緯がありますが、10月1日に設立したばかりの会社なんです、今年度の事業としては観光地の保護及び開発の整備、開発整備の促進とか特産品の指導奨励、紹介等。それから観光情報の発信、観光客の誘客、村民に対する観光関連の普及、観光従事者の資質の向上、観光イベントの実施等、そういうものを今年度中にやるということで計画はしておりますが、結局、宮里清之助議員からも言うように、村民に対する観光協会の現在の立場が余り知られていないということなんです、その辺を今、実は皆に知らせようというふうにパンフレット等を準備しているところです。確かに今はまだ周知部分で弱い部分がありますが、その辺はこれから一生懸命職員も頑張って観光協会、それから私たち関係する職員も頑張って村民には周知するように頑張っていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

パンフレットをつくって周知するのは当然のことなんですけれども、私たち議会も一切聞いておりません、中身については、観光案内所と宣伝活動ぐらいしか聞いておりません。そうした中で車がなぜ2台必要なのか、それもワゴンじゃなくて軽が、そこら辺のところも見えないし、先月の臨時議会では急遽、阿真区の指

定管理も出てきました。その中でそういった動きが余りにも急ぎ過ぎていないかと。じゃあ、会員数は何名いらっしゃるんですか、それと会費の徴収等、そういったのはどうなっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

現在、会員につきましては座間味ダイビング協会の総会においても、そういう会員加入のお願いをしましたが、現在、座間味ダイビング協会の26名につきましては会員の承諾を得ております。現在の会員につきましては以上です。あと、会費なのですが、今年度は免除ということで平成24年から平成27年までの3年間につきましては半分の5,000円。基本的に定款でうたっている会費は1万円です。来年4月から平成27年度までの3年につきましては5,000円にするというふうに今、定款でうたっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

観光協会、とてもいい考え方で成功しているところも結構あっていいんですけども、民間の自主的な思い、やる気、それが大事だと思いますよ。行政と両輪で。今回みたいに免除とか、じゃあ職員も事務局も観光従事者の皆さんがやりたい、この観光を再生したいという人たちがやる気を出して集まった段階で行政も協力すべきだし、バックアップすべきだし、予算もつけるべきだと私は思います。今みたいな形で行政が引っ張っていくようなやり方での観光協会というのは、予算を食いつぶすだけです。私の個人的な意見ですけども。その中で、前回、2,000万円の予算も通しました。確かに観光協会という団体でも広がっていくこともわかります。ただ今回、こんな条例までつくってしまったら、もう私たちはノータッチになります、議会は。皆さんの考えで興した団体ですからね、ぜひ注意していただきたいのは、今回条例に出ていますけれども、観光協会の組織そのものをもう少し固めていただきたい。免除をする、初年度の免除が3年間半額だったら、別に民間団体にする必要はないですよ、これ。何のための観光協会ですか。観光事業者のための観光協会でしょう、これ。その人たちが自主的な思いで活動していくからという話だったらわかりますけれども、行政が無理やり頼み込んで行政のための観光協会みたいな形で、行政の仕事をする観光協会にしか私は見えないんですよ。こういったときに大事な一括交付金の金をどンドンつぎ込んでいくというのは、ほかにも住民はいます。今年度は農業関係の一括交付金が一切ありませんでした。長い目で見た地域づくりと考えた場合に、観光事業に本人たちがもっと世間に出てこないようなところに、このような金をつぎ込んでいいのか、ましてや職員をこれだけ派遣までしておんぶにだっこ、役場の人間と予算をつぎ込むんだったら賛成しますよというふうな形で、本当に地域観光の再生ができるのでしょうか。私はそれを非常に疑問に思っています。そこについて、今お話しを聞いていますけれども、答弁はいいですけども、一緒に会費を集めなくて総会もいつ開くかわからないということですね、じゃあ。わかりました。私は以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今の宮里清之助議員からも冒頭でありましたとおり、2,000万円の一括交付金をつぎ込んで、足固めをするというようなことで理解して予算は通したんですけども、村長が会長である観光協会に役場の職員を派遣するという、いわゆる出向みたいに行くというのはですね、出向とは違うし派遣するというのは、本来にある意味、役場の出先機関じゃないかなと思われがちです。どうせだったらプロの観光に長けた人を、いわゆるどうせ一括交付金を使う、給料に使うんだったらプロの企画予算を入れて、どンドン民間として民

間の事業者と歩調を合わせていったほうがいいんじゃないかなと。なぜ、これはさっきの一般質問のように行政事務がスムーズにいけないように思われるところですね、防災のことにしてもいろいろ課題がたくさんある行政の中から、わざわざあえてそこへ職員を派遣することが本当に必要なかどうか、ちょっと腑に落ちないところがあります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

お2人とちょっとダブってくるところもあるんですが、清之助議員が話しましたように、今、大城議員も話しましたように、何で職員なのかというのがあるんですよ。皆さん、はっきり言ってさっき課長の答弁は、役場が一生懸命そういう観光関連もやってきたから、だからそのノウハウを持っているから出向させるんだという話がありましたけれども、私から見てはそういうプロ並みの知識を持ったり、そういう技術を持ったりしている人は役場にはいないんじゃないかなと思います。観光関連事業ですよ。確かにいろいろな県や国から流れてくる情報というのはあると思いますけれども、しかし、本当に観光を伸ばすぐらいの技術を持った職員がいればですよ、さっき話をされていましたが9万5,000名から7万1,000名まで落ちないはずですよ。役場にそんな技術を持った人がいればですよ。率先してやればいいだけの話であって、これは先ほどもありましたけれども、村長が会長をやって役場の職員が行くということは確かに出先機関になるんですよ。村長がこれはちょっと気に入らないから、これは触るなど言ったらもう終わりじゃないですか、これ。だって会長の指示に従わなければ職員の首は飛びますからね。要するに、このプロは自分の言う事を聞かないからというわけにはいかないわけですよ、民間だと。だけど、今、職員を派遣するということは、そこに要するに村長の言うとおりになる人を、思い通りになる人を送っておいて言う事を聞かなければさっさと引き上げるというふうになってしまう。これは民間の独立した組織ではなくなるということ。ここが1つですね。あと、この間も聞きましたけれども、総務課長、今ですね職員を派遣するとなるとですね、どのクラスの人を、まさか入って1年、2年の人をここに送るわけにはいかないと思いますよ。熟練者しかないと、統括するにはね。そのときに、どのクラスの人を派遣しようと、これが成立した場合に派遣しようとしているのか、その辺をちょっと聞かせてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

私どもは一応経営会議で前の庁議ですけど、そういう中でそういう重要決定案件をやるんですが、その中の意見としましては係長から補佐級、いわゆる事務局能力のあるというのが構想として、そういうふうな話が出ております。そして今、1名というのも1つの構想として話が出ております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

係長、補佐級を予定としておっしゃっていますが、今、役場の仕事自体、本当にそういうクラス、ベテランクラスを出した場合に、役場の今の仕事に支障は全くないと考えますか。どうですか、その辺。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

支障というのはなかなか簡単には言いづらいところがあるんですが、当然人事をし、そしていろいろなこ

ういうローテーションをして組織パワーが落ちないような人事を行った上で派遣するかと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

さっき私は一般質問の中でも話しましたが、あなたは自分の部下でも、この間ほかの課にいたのが来ました。まだ1年もたっていませんけど、2回も3回も間違いをすると、そのカバーもできないのに人事異動でこれがカバーできると思いますか。私にとってはこれは不思議な言葉だなと思いますよ。10年、彼らは係長クラスじゃないですか、この間違いをしたのは。そういう人たちの下の人を持ってきて、また大きな間違いをさせるつもりですか。絶対にそんなものは許される話じゃないですよ。自分たちのところでもちゃんとできないのに、それを力のあるものを外に出しますという話は通りませんよ。座間味村の損失になります、これは。村長も協会をつくるのであれば、職員を派遣するんじゃなくて、あなたも会長をやめて、協会の会長を民間に置いて、そのまま人件費だけ流すというぐらいにやってくださいよ。こそくな手段は使わないで堂々とやってください。そうしないと発展がない、役場の出先機関になっちゃうと。全くないですよ。今の課題は21・ざまみが会長、村長が一緒だったということが崩壊の原因になっていますからね。同じ道をたどるようなことは絶対しないでほしい。おかしい話ですよ、これは。別々にだったら別々の目で見られるけれども、同じ人が両方の観点から物は見れないですよ。これは全く。自分のやっていることを指摘する人はいませんからね。その辺も考えて、これは逆に取り消しというか、自分たちは賛成できません。この件に関して。協会をつくるならつくるで違った方法でやってください。職員派遣はやめてください。役場内の仕事をもうちょっときちんとできるようにしてください。私は以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

村の観光協会、これは本村は観光振興のために大変努力されておりますが、今回、2,000万円という補助もいただきまして、スタートをしようとしております。それにつきまして、やはりこの条例につきまして、観光協会というものがあるんですが、これにつきましてやはりもう一つ加えたほうがよかったんじゃないかと。例えば社会福祉法人の社協のほうですか、それも加えていたらもっと柔らかい条例案ができたんじゃないかなと思っているわけです。だから、社会福祉にも職員というのは派遣するということがあったんですね、前は。だけどこれは条例化をやらないで自分たちでやっていました。21・ざまみの場合におきまして、非常に失敗でございますね。何も派遣の条例がつくられないうちに平成21年に持っていった。これも前の村長とかいろいろなものが出て、そういった勉強をやらなかったと思います。だから非常に悪いことですが、私は今の条例案につきまして、第2条におきまして、やはり次に掲げる団体としまして、座間味村の観光協会1、また2は社会福祉協議会ですね、座間味村の。入れたほうが内容的に柔らかいと思いますね。これは非常に観光協会というように固定してやっていますから、皆に誤解されると思うんですよ。だから、今からスタートするんですけれども、同僚議員が言ったように、やはりその職員におきましては素人の職員というのは配置をしてもなかなかわからないわけです。だから、そういった面におきましては執行部の皆さんがもっとしっかりしまして、派遣することにおきましては、やはり座間味村の観光の振興になるような、すばらしい案を練りまして頑張ってくださいと私はそのように思っております。だから、この案につきまして、やはり職員の派遣におきましてはあと1つ加えたほうがいいんじゃないかと、それだけは注文したい。その条例案につきましては、やはり執行部がそれだけ練っているわけですので、私は進めたほうがいいんじゃないかと、このように思っています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

それでは手短に。実際に職員の派遣という議案なんですけれども、観光協会設立の部分から同僚議員からたくさん話がありましたので、私も思いとか、私のもとに届いた声の話をしたいと思いますが、以前から私のところにも住民、あと事業者から、多くのこの観光協会を立ち上げてくれという要望が非常に多く届いておりました。一日も早く設立しろということで、重鎮の方もそうですけれども、若者の方からも届いていたんですが、しかし一方では、先ほど宮里清之助議員のもとには運営を危惧する声、21・ざまみと同じになるんじゃないかと危惧する声が届いているというのもこれは現実にあると。それは私も今、聞いてわかりました。何が言いたいかと言いますとですね、これは観光協会の設立、村民はですね、村は私はオーケーだと思えますよ。危機感があるから絶対つくってくれと。希望を託したいという気持ち、そういうのがあると思うんですね。ただ問題は、1つ残念だったのは私は人選だったんじゃないかなと思うんですね。もちろん準備委員会もそうですけれども、現理事会も暫定的ではあるんですけれども、そこで主要メンバー、商工会、区長やあとダイビング協会が入っているんですけれども、1人ぜひ、なぜ議員を1人入れてもらえなかったのかなというのが少し問題があるのかなと。そこにもし議員が1人入っていれば、説明責任はそこに入っている議員が全部はたすことになると思うので、ですから、先ほど言ったように補助金を入れているからといって、いちいち軽自動車2台買っていいですかと聞く必要も私は一切ないと思います。そこまでやる必要はないと思います。話は戻りますけれども、派遣に関してはですね、残念ながら民間では私は事務局長が会長になるだけの器の人間は今のところいないと思います。ただし子育て世代、30代、40代あたりには資質がある方が非常にいるんですが、現実難しいです、これは。そこに入るというのは、ですから、職員派遣に関しては私は絶対必要だと思っています。ここでも正しい人選をお願いしたいのは、しっかりとビジョンを持っている人です。あと観光協会のスタッフとしっかりと向き合ってくださいね、基本ができる人間。職員のモチベーションを上げることでできる役場職員を絶対に送らないとですね、今、皆さんが失敗しているように、もう1年でパタイ。観光協会職員は皆やめていって、本当に倒れていくような状況になっていきますので、人選というものをしっかりと精査して、ぜひ我々にも相談をしていただきたい。このことだけ私はお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

観光協会については、私も反対ではありませんが、この時期に条例をつくって派遣して、観光協会に何もフリーハンドでいろいろなことを予算つけて事業を流すということについては反対です。それでこの条例については反対いたします。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私もですね、足固めのために先ほどから言っている一括交付金で給与を充てる。だから、あえて役場の職員じゃなくても足固めのための村外からのプロを入れてもいいんじゃないかなと。どうしても顔も知っているし、ナーナーで、ただ立場上、役場から向こうに行くだけの異動になりがちになると思います。それよりももっと新鮮な考えを入れる。いわゆる組織に新風を巻き起こすためには、村内に限らず村外も含めてプロの職員を充てたほうがいいんじゃないかなと思ひ、この条例にはまだまだ早いと思ひます。その後で職員を養成するんだったら何とかいいんじゃないかなと思ひますけれども、今、右も左もわからない協会を、あえてこの時期に新風を送るために村外からプロの職員を入れたほうが、もともと給料は一括交付金を利用するわけだから、財政的には痛くもかゆくもない話ですし、そうしてほしいと思ひます。よって今はこの条例には早すぎ、今回の提案には反対いたします。

○ 議長（中村秀克）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

新年度明けて4月からしっかりと事務局を固めてスタートする必要性があると思っております。1日の猶予もないです。早目にやらないといけないと思ひます。職員もしっかりとした職員、皆で意見をしっかりと言いながらですね、職員に要望しながら皆でつくっていくという組織も必要じゃないかなと思っております。ですから、このタイミングで私は賛成しなければですね、そのまま先延ばし先延ばしになって、そのまま年が明けてシーズンに入ってしまうというふうに私は危惧しておりますので、私は賛成したいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。

これで討論を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これから議案第53号 座間味村公益的法人等への職員派遣等に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号 座間味村公益的法人等への職員派遣等に関する条例は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(起立少数)

起立少数です。したがって議案第53号 座間味村公益的法人等への職員派遣等に関する条例の制定については否決されました。

日程第8. 議案第54号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第54号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第55号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第55号 座間味村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第56号 座間味村職員の退職手当に関する条例の一部を廃止する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 座間味村職員の退職手当に関する条例の一部を廃止する条例についてを採決し

ます。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第56号 座間味村職員の退職手当に関する条例の一部を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第57号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第57号 南部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び南部広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第58号 平成24年度座間味村一般会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

今回の補正予算、2点ほどお伺いしたいと思います。まず8ページ、歳入です。県委託金の中の農林水産業費県委託金、ここに漁港管理委託費14万7,000円とあります。それからその下、繰入金でふるさと応援基金繰入金60万円、これはいずれも歳入なんですけれども、ページめくって12ページ。この2つの歳出ですね。6款の農林水産業費、漁港建設費の中で14万7,000円。先ほど言いました県支出金の歳入がここの14万7,000円に充てられております。漁港清掃人夫賃。これの説明と、それから先ほど言いました座間味村ふるさと応援基金繰入金の60万円が観光費の中の補助金で、ふるさと…、助成金ですか。ふるさと納税環境保全助成金として60万円充てられております。この両方の中身についてお聞きしたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長(宮村英美)

漁港管理委託金なんです、これは当初予算10万2,000円で計上していましたが、その後、一定委託金の増額がありましたので14万7,000円、その分、補正増で計上しております。この歳入を先ほどの6款の漁港建設費の中の賃金の漁港清掃人夫賃で8万1,000円。漁港巡回業務賃金6万6,000円、

これは漁港内、港内の清掃等人夫賃として、こちらに追加で計上しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それでは、ふるさと納税の60万円に関してはですね、支出する補助金、相手方の団体はまず座間味ダイビング協会さんがオニヒトデの駆除について58万円程度の事業をやりたいということで、定額の30万円を予定しております。

続いて阿嘉・慶留間ダイビング協会さんもあわせて酢酸注射器によるオニヒトデ駆除だと思います。そして稚サンゴの移植活動による保全活動という形で30万円程度の活動をするものに対して30万円定額補助しております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

まず漁港の清掃人夫賃、これは特に今回の沈潜の処理費ではない。関係ないですね。先ほど一般質問の中で漁港漁場課長は、もし漁港課に要望があれば管理費の上積みをしたいというふうな話があったんですけども、それとは関係なく上積みがあったわけですね。わかりました。総務課長のふるさと…、これはダイビング協会のオニヒトデ駆除、それとチサンゴ移植とあるんですけども、ダイビング協会はその懐の事情はここでは公になりませんが、結構、資金が豊かだと伺っておりますけれども、あえてここでオニヒトデの駆除の要望があれば配分するかどうか、そして阿嘉・慶留間のチサンゴというのは、みずからつくっているものですが、臨海研究所と協力してやるんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、確かにいろいろなQ&Aとかですね、その助成もいただいているとは聞いています。そして、活動費自体が今30万円、座間味の場合は58万円程度ですから、手弁当も一部あって、また助成金、そして我がほうの助成金という形の活動だと承知しております。そして阿嘉・慶留間のチサンゴについてはですね、場所の記述はなくてですね、12月、3月にこの活動をするという計画で来ていまして、阿嘉研究所の中間幼生育成しているものかどうかはちょっと今のこの資料では承知しておりません。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

以前から、ふるさと応援のいわゆる寄附金から、使い道についてはどうにか寄附した人に表示ができるように。例えば陸上だと桜を植えたら桜の下に、これはこういった人たちからの御厚意により植えられておりますとかという表示をしていただきたいと。決して賃金などでばらまかないよということを話しております。この両方の海の中の仕事はどうして広報もしくは来た人に伝えるんですか。寄附した人にどのように伝えるんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

私は潜ったことがないものですから、なかなかすぐにアイデアが浮かびませんが、いろいろな手法をつ

かって、また議員がおっしゃるような表示はまた今後の寄附金にもつながるので、大変いいことだと思いますので、移植活動をされている写真を、クイーンざまみのポケットの写真集として乗っけたり、そういう今はそれぐらいしかアイデアがありませんが、そういう形で広報活動も行っていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

いや、何も初めて言うんじゃないですよ、私は。前からそれを言っているんですけども、だからぜひクイーンのポケットにとか、来た場合にぜひ私の寄附がそういった形で村づくりに、村の環境保全に役立っているというようなことを、気持ちよく見てもらえるような形で表に出していただきたいと約束していただけますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

頑張ればできることですので、実施したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私は以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

9ページなんですが、雑収入が2,200万円。各課雑入しかないんですが、これは何ですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず2つあります。2,200万円、端数はちょっと言えませんが、14万4,000円が内訳になっています。2,200万円については溶融炉の裁判の件の供託金、そして14万4,000円については福祉関係、老人関係の措置に伴う自己負担金です。内容はちょっとまだ…。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これにつきましては、よくわかりました。それでは13ページの港湾管理費の公有財産の購入資金だと思うんですが、これにつきましては今、建築している建物自体のものだけですか、防護柵の中も入っているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

お答えします。今、建設中であります用地の購入でございます。1,250平米、全体的に5,000平米の中の1,250平米を購入する予定ということです。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

やはりちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、海淡のいろいろ変なものが中に入って、いろいろやるかもわからないですよ。そして、この土地におきましては、やはり昔、そこを埋立するときにはですね、あと3,000万円村が入れれば、村の土地になるというような状況になったんですが、そのとき村は金が無かったものですから、これをやったとき。だから、これだけの施設をつくるために県がこんな貧乏な村から用地料を取るといのは、それと腑に落ちないところがよくあります。これにつきましてはやはり政治的折衝もいろいろもっと前からやっていたら、無料でさせたかもわからないですね。課長、今みたいに防護柵と中にある駐車場みたいなものは確保できるのかできないかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

そこら辺、駐車場については確保できるのかちょっと…、フェンスは設置します。フェンスのほうは補助事業でやりますが、駐車場はちょっとできないです。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

十分わかりました。それからあと1点でございますけれども、12ページのキャンプ場の150万円と一括交付金を使つての県外の観光PR事業350万円、これにつきましてちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

キャンプ場賃金156万円について御説明します。これはキャンプ場に現在、臨時職員3名分の12月から3月までの4カ月分の賃金でございますが、実はこれにつきましては観光協会が指定管理者を受けて、そこから賃金で支払いをするという予定で、観光協会側の予算の中に組み込んでおりましたので、現在これがフリーになっておりますので、改めてそこで計上しております。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

来月、首都圏、しながわ水族館等でPR活動の計画があります。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今、キャンプ場に150万円、12月から3月まで。こんなにたくさん使うんですか。あと3カ月しかないんですけども。12月を入れたら4カ月で150万円というのは非常に多いような感じがあるんですけど。特に賃金としては。それから総務課長、県外観光のPRの350万円ですが、メンバーにつきましてはどういったメンバーが行くのか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、しながわ水族館でのくじらの里・沖縄座間味村ホエールウォッチング展、10月に開催しまして好評でありましたが、さらに1月、この補正予算の中身はですね、まだ詳細は決まっていますが1月10日ごろから3月20日ごろまでの間、まだ新たなパネル、シーズンもかわりますので夏バージョンが変わるので、そういうパネルの制作費を持って、その予算を組んでいます。メンバーについてはこれから人選はしますが、委託料とは別に、職員は前回でいくと中田係長、仲宗根が行って、村長はオープニングセレモニーにも行ったという状況であります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

この鯨が主ですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず水族館にお見えになる方々、そういう水産資源に対して関心、水産の資源と言いますか、ものに関心のある方々をターゲットにですね、ネーミングは「くじらの里 沖縄座間味村ホエールウォッチング」という形なので、メインは鯨というふうになっています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

観光につきましては年々ちょっと減少のものがあるんですね。だから、鯨そのものというのも非常に今、軌道にだんだん乗りつつあるんですけども、だからダイビングとか、または普通の遊泳等のPRもやらないといけないわけですよ。だから、これにもちょっと力を入れてもらわないと、大体、鯨のウォッチングというのは時期が非常に短いんですね。大体軌道に乗っていますから、こういったものに350万円というのも非常に大きいことは大きいんですが、これに付け加えてですね、やはりダイビングとか、または今みたいに遊泳のいろいろな誘致をやる宣伝も一緒に兼ねてもらいたい。このように思っております。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

ちょっと補足をさせてください。しながわ水族館ですね、まず10月6日から去った12月9日まで、先ほど総務課長が言ったようにホエールウォッチング展ということで、鯨のシーズンに向けてPRをさせていただきました。来月から、1月20日ごろをめどなんですけれども、それについては鯨のシーズンに入りますので、現在の鯨の出没状況とかですね、できればライブ映像みたいなやつ、きょうは何頭出たとかという情報もありつつですね、やはり金城議員がおっしゃったように次は夏場のシーズンがやってきますので、その辺にウエイトを重くしていただくようにということで、実は専門の方がいるんですけども、お話をさ

せていただいておりますので、ちょっと訂正しますけれども、鯨が中心の次のイベントはそういうふうにはならないだろうと考えています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これにつきましてはよくわかりました。今度はまた観光協会も設立になっておりますので、特に冬場の観光というのが非常に座間味村におきましては少ないわけですね。21さんは非常に頑張っているんですけども、やはり修学旅行のものも観光協会も力を入れてましてですね、村全体に配置できるような体制を今度はとってもらいたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

2、3点、ちょっと質問します。今、金城議員から質疑がありました350万円の件なんですけど、10月から12月の初めまでホエールウォッチングということで田仲、仲宗根両職員と村長が出張で行っているという話を聞きましたけれども、ほかにこの3名のほかに出張された方もいらっしゃいますか。ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

先ほどお話しした3名、村長入れて3名以外にちょっと承知していないんですけども、12月の12日ですか、会計課長と実は溶融炉の供託金の払い渡しの請求手続に東京の地方法務局まで行きまして、その足でしながわ区役所と水族館に今回のお礼という形では2人行っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私は直接本人から聞いていないんですけど、ホエールウォッチング協会の職員がしながわ水族館に行って、このパネル展のあれで説明をしたりとか、何回か行ったという話を聞いたんですよ。それを皆さんが承知していないというのは、これは勝手にホエールウォッチング協会で行って、向こうで説明会をしてきているんですか。その辺ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

しながわ水族館のほうにはですね、何月何日かというのは言えないんですけど、確かにホエールウォッチング協会の事務局長が1つの小さなイベントとして鯨博士の何とかというイベントをやったんですよ。これはですね、実は11月の末に毎年行われております全国離島センターが主催しているアイランダーというイベントがあるんですよ。これは池袋のほうでやっているんですけども、それに行った際にですね、空いた時間で品川のほうまで行って、その鯨博士になろうみたいなイベントをやったということですので、しながわ水族館のイベントに行ったわけではなくて、アイランダーに行ったついでにちょっと寄ってイベントをしたという形です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

アイランダーという事業は前にも聞いたことがありますけれども、そちらへ行って、ついであつたから行ったということになるわけですよ。じゃあ、そのアイランダー事業には村のほうからも多分、届けが出ているはずなんですけれども、それはそれでかなったということになるわけですよ。特別にとして行ったというわけではないわけですよ。わかりました。あと、同じページで小学校総務費ですか、の中に200万円。移動手段安定化対策事業補助金というのがありますけど、これは多分3月で、私が「こんな額では少なすぎませんか」と言ったときに「いや、絶対大丈夫だ」と言ったものではないかと私は思っているんですけど、これはアイラスの事業じゃないですか。ヘリコプターの事業じゃないですか、これ。この200万円はヘリコプター事業のものではないですか。違いますか、どちらですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

御指摘といいますか、お話されているとおりアイラス株式会社に対するヘリコプターの半額補助の予算でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

アイラスという会社に補助するわけじゃないでしょう。これはお客の個人の補助をしているわけでしょう。何で今おかしいかなと思った。「はい、アイラスという会社に補助しています」と言うのはおかしい、これは。もう一回。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

仕組みはですね、アイラスが補助主体になって、本来なら6万円、消費税も入れて6万3,000円を取るべきところを2分の1、村の要請に基づいてフェリー、クイーンさまが欠航ないしは繰り上げ、時間的な繰り上げをした場合に補助しますという形です。補助決定をして補助事業をアイラスさんがやっているという形、仕組みとしてはそういう形です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

あなたが言うのは、アイラスに補助しているという話になっているが違うでしょうと。お客さんに対して補助をしているんでしょうとやっているんだよ。はい、はい、と言うけど説明はまたアイラスに補助していますという話をするからおかしいんだよ。私が何でこの200万円のことを言っているかと思ったら、あなた方が300万円の予算を組むときに、「1年間の実績を見て絶対大丈夫だ」と言ったんだよ。絶対これは1回こうやっておもてに出してしまうと、金額が足りないんじゃないのということで「最初からこれを組んでちょうだい」と言ったら、「いや、絶対大丈夫です」と、あなたが言ったんだよ。何でまた足りないのか、実績は関係なかったの。絶対足りない、これはまた3月でもう一回補正しないといけないんじゃないの。はっきり言って。これだけじゃあ、絶対に足りないよ、これ。やるなら大胆にやっであれしなさいよ、はっきり言って。あと、10ページ。2委託料の中の船舶予約等村ホームページ高度化事業。また300万円組

んでいますけれども、これは最初の予算を組んだときに、この中身の内容を皆に知らしめて、それから入札をするという話だったんだけど、先ほどあなたは大城議員が質問したときに、琉石と入札終わりました、契約しましたという話をしていましたけれども、その間、私たちはこの中身を見ていないんだけど、これはどういうことですか。あのときはこう言いましたよ「いやいや、私は覚えていません」で済まそうと思っているわけ。3,000万円も突っ込むんだから、どんなものか、また同じようなつまらないものができ上がってきたらまずいから、皆でチェックしましょうと言っているんだよ。数名の見たものではだめだからということで、あのときにこういう話をしているのに、何でそれを完全に無視するかということよ。村長はそれについてどう考えますか。村長が答えてください。あのとき約束していますから。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私もその辺の細かいことはちょっと覚えてはいるんですが、どこまでを説明をさせていただくかという部分だと思っております。その後、うちの職員がどういう説明をしたのか、その辺がわからない状況ですので、私からはちゃんとしたコメントは控えさせていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長、議会でこのホームページの内容、皆で毎日見たくなるんですけども、そんなもの見たくないよと言って、村のホームページの権利書だって、予約のシステムがおかしいと、いろいろな苦情があると。だからそれらをひっくるめての話だろうという話でこの話になったんですよ。そうでなかったら、ホームページだけだったら、こんなものは認めないと言ったでしょう。だけど、予約システムがどうだという話になったから、じゃあこれを同じところに「はい、どうぞ。今のシステムに、はいこれだけプラスしてください、あれだけプラスしてください」と言ったら、無駄になるからということで一括に新しいのもつくろうということで、この金額になったはずなんです。それも皆に見せてからという約束をしているのに、「村長、私は知りません」では話は通らないよ、これは。これ、また同じような不具合のあるものができてきたら、だれにどう説明するんですか、これ。これは予約改善の、船舶の改善事業の中でも含まれているんです、これ。予約もとれない、先ほどのあれにもありますけれども、ホームページに書き込みがあるでしょう。往復取ったけど、帰りを変更をしたいけど、それだけを変更することもできないという囲みがありましたよ。電話もつながらない。だから、そういうものがあるからということで、この改善事業をこんなに金入れてるのに、また300万円多くするのに理由がわからない、これ。3,300万円出す、足りなかったわけ。だから300万円補正を組んでいるわけ。その辺、ちょっと答えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

それでは300万円のほうの追加の計上の内容について申し上げますと、まず予約システムはですね、今の携帯からも十分ではないんですけども、できるということですが、今後はスマホとかですね、携帯からもいろいろ、そしてホームページに来るといろいろなダイビングや鯨、そういう画像等バーチャル空間という形で説明を受けましたけれども、そういう機能を追加する経費に300万円の補正をお願いしているところなんです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

だから、何でこれは追加なんですかということ。だって今あるものを高度化するために最初からこれは全部入れかえようという話で3, 300万円組んだはずなんです。最初から、逆に言えばそういうものも頭の中で契約したということ。またこれもありますよと来たからやると。私はスマホとかいろいろなものは、きのうきょう始まったわけじゃないでしょう、これ。何年も前からそういうシステムはあるでしょう。それを後から追加するような会社とは契約するなどだれかが言ったでしょう。どういうものが入っていますか、こういうのも入っていますかというのをトータルで見て、これだったら幾らで受けますかということで入札させなさいと言っているのに、それがなかったから追加します。これはだれでもできるよ、これ。皆さんの補正予算の組み方と一緒にだよ。ちょっと甘かったです、ちょっと余りました、ちょっと少なかったから入れさせてください。全く同じことだよ、これは。ふざけた話だよ。あなたがたは議会で「皆さんに見せます」と言って、何も見せていないということは議会を侮辱している証拠だからね、これ。議事録にしっかり残っているはずだから。こうなったら本当に、この間も言ったけれども政治としてはつきあえない。全部制約室に持って行くよ。予算はすべて否決する。そういう考えて私は今からあなた方と付き合うからね。とんでもないよ、こんなもの。約束は守りなさい。約束を守らないで議会に予算、これを通してください。とんでもない話だよ。こんな小さな約束も守れないか。それほど座間味村の議会議員はばかなのか、総務課長。このまま知らんぷりして忘れてるわと思ってるんですか。そこまで侮辱しないほうがいいよ。もうこれ以上怒ってもしょうがないから、これを説明して。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

私のほうから1点お聞きしたいと思います。10ページの3番企画費の中の上のほうの委託料の中、5番ですけれども、歴史・文化健康づくり拠点整備委託事業とあるんですけれども、126万円ですか、この中身がちょっとよくわからないんですけれども、ちょっとその中身だけいろいろ教えていただけますか、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

これはですね、座間味、阿嘉、阿嘉もいろいろ課題はあるんですが、それぞれの港湾区域内でですね、もしくは関係浜、浜と言いますか浜の近くで構想的には数年事業で歴史・文化健康づくり拠点という形で整備を数年かけてやりたいということの構想です。今、具体的にはですね、鯨のモニュメントのあるくじら公園の老朽化して危険な鯨のモニュメントをとりましてですね、そこにビーチバレーボールコートを設置すると、そういう事業。ビーチサッカーもあわせて設置するという事業でございます。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

これは今の座間味の鯨のモニュメントがありますが、それを取り壊してそこにつくるということですか。ちょっと一括交付金の執行状況の資料を見ているんですが、11月20日ですか、ちょうど1カ月ぐらい前ですね。設計委託の入札が終わっていることになっているんですけれども、そして工事が1月発注ということで書いてあるんですが、下のほうに工事請負費ということで171万4,000円ですか、ありますね。

これは先ほどちょっと聞こえたんですけども、そこにビーチバレーとかサッカーの施設をつくるわけですか。そういうところをもうちょっと詳しくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

予算の流れから御説明しますと、11月20日に入札設計をした126万円についてはですね、当初、すぐに設計ができると思っていたところが、測量設計をしないとこの土工の分量とか、その辺に支障があると。本体工事に支障があるということですね、とりあえず11月20日に測量設計に関する測量も入れまして120万円執行しました。本体工事については11月に発注予定となっています。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

じゃあ、この施設ができ上がる、工事の発注と書いてあるんですけども、でき上がるのは、これはもう図面も全部できているわけですか。11月20日に設計委託されて入札で落札しているんですけども、もう図面がある程度、何か概略的なもの、そういうのもできているんですか。それはまだ確認していませんか。わかりました。先ほどの、これは座間味だけじゃなくて阿嘉も含めてどんどんそういうものを継続していきたいということに話があったんですけども、これは阿嘉・慶留間は全部そういうものを利用して一括交付金を使ってやっていこうという計画があるんですか。その辺はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず予算成立時にですね、ビーチバレーコートは座間味、阿嘉というふうな構想も申し上げたかと思えます。そしてまた入札審査委員会で熟慮しましてですね、その阿嘉の予定地、とりあえず今は厳しくないということもあってですね、一たんは入札測量に関しては座間味だけをやっていて、今後いろいろな課題があるので、当初予算に関しては今はちょっと流動的です。構想自体は座間味の緑地公園。阿嘉の公園周辺、そして慶留間もこれからですね、こういう形で数年事業でそういう拠点事業をつくっていくという構想ではあります。単年度は今言ったようにビーチバレーとビーチサッカーというぐあいに今考えているところです。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。私の考えでは座間味だけかなと思っていて、今、阿嘉・慶留間までを通して計画があるということで、私は初めて聞いたものですから、これは今後、地域住民に説明しながら場所的なもの、また地域が何を望んでいるのか、そういうものも全体的に含めて意見交換もしながら決めていく計画はあるんですか、その辺ちょっと。私は初めて聞いたものですから、今、ちょっと詳しく教えてください。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず一括交付金の仕組みをつくる時にですね、そういう形で数カ年事業で単年度ではちょっとできませんので、予算枠も4億ぐらいしかありませんから、そういう段階的に整備をしていきたいと思います。そこでは当

然、地域の声を聞くというのは重要なことだと思っています。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。座間味のほうはいろいろ意見交換があつてですね、交流施設ができるということで決まっていますけれども、阿嘉・慶留間はなかなかわからない方も結構、地域住民に多いですのでその辺は、施設ができるということはすばらしいことですので、ぜひこういうものを地域住民と一緒にいろいろな話し合いの場を持ちながら、ぜひやるときには地域住民説明会をしながらやっていただきたいと思います。私のほうからは以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

歳出のほう、私も先ほど金城善昇議員が言った件ですね。ホームページの高度化事業なんですけれども、当初は3,300万円という形でありまして、今回、一括交付金事業がありましてですね、最初、予算の議会承認という形で事業説明がされました。内示をもらう前にですね。そういった意味で大まかな説明を受けて4億3,000万円の予算は皆さんも大変だったということで、我々も協力して予算を承認していきました。その中で承認した予算が今後どうなっていくかという丁寧な説明を条件にしますよという話のもとで、今年は進んできたいきさつがあると思っています。実は座間味村は当初予算、それから臨時補正、一括交付金の件については議会の承認を先に進めてきましたけれども、他市町村ではそんなことはありませんでした。私は那覇に長くいたものですから、行ったり来たりしているものですからいろいろ調べてみましたら、当初予算は座間味村みたいにやっていたけれども、ほかの市町村は大体8月ごろ補正を組んでいます。市町村会に申請をしようとしたら、市町村から待ってくれと言われて、県がダボついたものですから、結構もたついて、内示がおきた時点で補正予算を組んで一括交付金の作業に入っているというのが実態です。そうであれば今年、今みたいに我々議員から今回の一括交付金のものに対していろいろな不信とかそういうのは出てこないと思います。ただ今回、その中で当初我々が予算を通したんだけど、内示がもらえなかったり額が少なかったり、中でいろいろな枠の変更とかいろいろ動いています。そういう中で、結局は一たん通った予算だから補正でまたあっちに加えたり、こっちに加えたり、当初は入っていなかった金額が動いていることに対して、もっと丁寧な説明があつていいんじゃないかということ、さっき大分カッカしていましたけれども、それがないからちょっと私もこの資料を何回も総務課長に言って、項目別に総合計に基づく項目に基づいて小計を出してくれとか、いろいろ注文しました。実際、この21がありますけれども、私も住民に対して十分説明ができない状態です。皆さんは業務として年度末に向けてこの枠を消化するのに精いっぱいだと思います。これが仕事だから。だけど、その本質をやはり見失わないようにしてほしいということで、予算を消化するのが目的じゃないですから。ちゃんとやった場合にはちゃんとやってほしい。那覇では血眼になって沖縄本島のコンサルが予算をねらって飛び回って動いているのは事実です。さっきみたいにホームページの300万円の予算でいろいろな追加、これはこんなことを言っているのか、うまく営業にやられたんじゃないかと、300万円の予算を取られたんじゃないかというふうにも聞こえます。なぜそんなことをまた言うかというんですね、例えば先ほどの10ページ、この間、指定管理者の件でキャンプ場の賃金が今回、補正で上がっていますね。120万円。これは3回で150万円かかる。3年4カ月分。終わりますと大体、月12万円から13万円という形になりますけれども、これは一般会計から出ていますけれども、例えば外来植物は週3日しか出れません。日当6,500円。ごみも3日しか出れません。手取り6万円か

ら7万円ぐらいですよ。実際、そういうのがあるんだったら、そういうときに回して、どうしても一度働けるようにしないのかということ、景観事業での。景観事業なんてずっと地域に長く残るし、観光にも後々は効いてくる問題ですよ。これだけ今、仕事がない。先日、選挙があつて阿真地区へ行ったら、議員からもワッター仕事ふえないサーと言うから、村長であつても仕事はふえないんじゃないのと言って笑ったんですが黙っていました。今は善意でとってくださいよ。善意で。それで、結局そういった形で今、仕事がないんだから、何でこんなところに300万円つぎ込むんだったら、何で外来種のあれでもっと仕事をさせたほうがいいんじゃないのか。それと、美らしまづくり花の森整備事業、これは雇用の創出にもつながるような事業だと思うんだけど、何でこういうところをふやさないのかということですよ。余ったんだたら。コンサルを使って大きな金を予算消化するのは簡単かもしれないけれども、そこら辺についてはこの説明、さっきの350万円もそう、今の300万円もそう。内訳についてちゃんと一括交付金、我々が認めた予算について、こういった形で補正を組んでいくならちゃんと中身を、どういった金を使ったのか説明してほしいということですね。先ほどのキャンプ場のあれが4回出したら1人が12万円。実際、今仕事がなく滞納している方も、いろいろな滞納をしている方もいますけれども、外来種の事業は週3日しか働きません。それと、この外来種のものについては全体が見えないから、これは監査に入ってなくて、こういった形で事業を、きょう一般質問で見議員が事業所の明細というのがあったんだけど、そういったのがあるのかどうなのか非常に気になってますけれども。それでですね、先ほどの300万円の追加事業というのが本当に効果が出るのかどうなのか、非常に疑問に思っています。今の件はちょっと質疑だけでばつと言いました。

もう1点、災害の19万2,000円の災害用スピーカー修繕費というのがありましたよね。14ページにありますよね。16万9,000円。これはなんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

おっしゃるとおり漁協の上に防災無線が4方面に向いていた棟が倒れましてですね、今生き残っているのが1つのスピーカー、3つはもう壊れました。そのスピーカーを壁付にする。そして新たに2つを追加する。要求自体は70万円ぐらいでいろいろ出ましたが、やはり補正ですので最低限必要なもの。そして緊急性のあるものというふうに精査してですね、おっしゃるように漁港の上に2つつけて、生きた残りのスピーカーもこの壁付にするという工事でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

あのですね、これはあくまでも先日の台風の件ですよ。非常に速い取り組みで、実は阿佐の議員がその件を言うかと思つたら言わなかったから言いますけど、さっき一般質問をやりました。阿嘉島のほうの防災無線、私も現場にいまして聞こえませんでした。あれは何年前からも言っているし、一般質問でも直らないんだけど、近くのところはすぐに直ります。そこでたまたま阿嘉島でおばあさんが出てきて、本当に聞こえないんだよと言うから、私は最初、この人に聞きました。この近くに役場の職員は住んでますかと。住んでいません。じゃあ、直らないですよ、当分は。時間かかりますよと。これが実態です。これは別に批判でもなくて、目が届かないんです。街灯もそう、いろいろなこと。役場の職員が住んでいるところはすぐに直ります。座間味地区でもそう。ここら辺ではやはりそういった意識をして地域のバランスというか、そういうのを見ないと、こんなのは直らないです。役場を批判しているわけじゃないですよ。人間とした場合、

そうです。すぐに確認できるから漁港は直りました。阿嘉島など西側のところはだれも行かないんじゃないですか。前は勇さんがいたけど、今はいないでしょう、もう。やめたから。座間味で言うと9班当たり、非常に住民サービスといいますか行政サービスの目の届かないところがあるということをやむを得ず自覚してほしいし、その点で今この件を質疑しています。一般質問にもありましたけれども、そういった行政のサービスのアンバランスがあるということをやむを得ず自覚してほしいなと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成24年度座間味村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第58号 平成24年度座間味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第59号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第59号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第60号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第60号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第61号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第61号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第62号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第62号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予

算については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第63号 平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを議題とします。
これから質疑を行います。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

1点です。8ページ、航路附属施設費です。修繕費となっていますが、これは何の修繕費ですか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。8ページですね。航路附属施設費。需要費の修繕費26万4,000円。フォークリフトが4台ありますよね。その1台分は車検で、1台分はタイヤの取りかえとか部品交換です。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

高速船ですね、トイレのドアの調子が悪くて、以前、中でお客さんがかぎが開かなくて閉じ込められたときがあったんですけども、ああいうのはこれには入っていないんですか。あれはきれいに直ったんですか。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

一昨年でしたかありまして、どうしても振動が激しいものですから、あれについての修繕は糸満造船のほうでかぎをかえて終わっています。今後そういうことが起こらないように船長はちゃんと注意をしながらやっている。この間もまたかえました。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。直接お客さんにかかわることですから、ドックまでに直すのを待つのではなくて、その場で壊れたらすぐに直すというふうに、そこまで放置しないほうがいいと思いますので、すみませんがお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第63号 平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

財政状況がよくなると、こういうことが起こってくるので非常にいいことですけれども、2ページ、3ページで一つ気になっているんですが、先ほど条例の件で副村長は、村長が「私は担当を決めるだけで、条例は関係ない」という話を総務課長しておりましたが、逆に3ページに副村長の給与、月額額の給与の額は書いてあるんですが、4月1日から置かれる予定ですか。置かれる予定がなければ、ここにこれを入れてやった場合には1年間の予算を組む、組まないの意見で3月はちょっと数字が変わってくると思いますけれども、置く置かないは村長のさじ加減だと言っていましたので、村長がこれに答えてくださいね。これを総務課長が、私は条例の係だから関係ないと言っていましたので、村長が置く予定でこれを出されたのか、お答えください。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

置く置かないと言いますと、じゃあ今回この条例の提案の中で副村長の金額を入れたのは、条例との整合性だというふうに私は考えています。副村長を置く条例がありますので、であれば報酬は幾らですよ。そういうことで置かせていただいております。

○ 議長(中村秀克)

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

じゃあ、先ほど総務課長が答えた条例の件とただ整合性を持たせるために金額を入れたということになるわけですね。置くか置かないかはわからないと。ただしこれは3月の、これに金額が入った以上はあの条例では置くことになっていますのでね。1年間の給与を予算化しないといけないわけですから、その辺をちょっと考えてから予算改正はしてください。以上。

○ 議長(中村秀克)

ほかにありますか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第64号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第65号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第65号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 発議第12号 座間味村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

2番 金城勝英議員。

○ 2番(金城勝英議員)

その前にですね、この前の全員協議会で一応は調整やったものですから、本当はもう両方とも、これは議員だけの給料を上げるものですから、発議で本当によかったんですが、調整は全部やっていますので本当は議案で上げてもらいたかったですね、これにつきましては。普通の議員だけのものでしたら発議でいいんですよ。だけど、この前調整して村長、三役まで全部上げて調整していますので、なるべくは議案で上げたほうがよかったかなと思っております。

発議第12号

平成24年12月20日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会
議員 金城勝英
賛成者 座間味村議会
議員 金城弘昭

座間味村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出理由

近隣離島村と均等を図るため、座間味村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例（案）

座間味村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年6月20日条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中、議長 「月額 189,000円」を「月額 207,000円」に、
副議長 「月額 158,000円」を「月額 171,000円」に、
議員 「月額 146,000円」を「月額 162,000円」に、
改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日より施行する。

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで、提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第12号 座間味村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第12号 座間味村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 選挙第1号 座間味村選挙管理委員会委員及び補助員の選任についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

選挙第1号

平成24年12月20日

座間味村選挙管理委員会委員及び補充委員の選挙について

上記の件について、地方自治法第118条第2項の規定により下記の者について、議会の推薦を求めます。

座間味村議会議長 中村 秀克

記

1 選挙管理委員会委員

- ①仲村芳明 座間味村字阿嘉108番地
- ②宮平 繁 座間味村字座間味114番地
- ③中村 学 座間味村字慶留間56番地
- ④宮平重則 座間味村字座間味151番地

2 選挙管理委員会補充員

- 第1 高江洲英夫 座間味村字阿佐120番地
- 第2 宮平 譲治 座間味村字座間味57番地
- 第3 前田 正樹 座間味村字慶留間134番地
- 第4 中村 勇太 座間味村字阿嘉149番地

推薦理由

平成24年12月31日をもって座間味村選挙管理委員会委員及び補充員の任期満了に伴い、地方自治法182条に基づき、普通公共団体の議会において選挙する必要がある。これが本議案を提案する理由である。

選挙管理委員会委員に中村芳明君、宮平繁君、中村学君、宮平重則君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中村芳明君、宮平繁君、中村学君、宮平重則君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員に高江洲英夫君、前田正樹君、中村勇太君、吉本信義君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました高江洲英夫君、前田正樹君、中村勇太君、吉本信義君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

これで本定例会の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成24年第4回定例会を閉じます。

閉 会 (午後4時57分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 勝 英

署名議員 金 城 善 昇